

# バイオマス関連補助制度等 活用ガイドブック 2010

平成22年7月現在  
北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会

# 目 次

## 1. 助成制度等

フェーズの凡例		
A...調査、計画等、情報収集	B...技術開発	C...実証研究、フィールドテスト
D...導入補助	E...広報、普及啓発	F...税制

### (1) 経済産業省

支 援 制 度 名	ページ	主 な 支 援 対 象			フェーズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個人		
地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業	8				A	
新エネルギー等導入加速化支援対策事業 地域新エネルギー等導入促進事業	10				D	
新エネルギー等導入加速化支援対策事業 新エネルギー等事業者支援対策事業	12				D	
新エネルギー等非営利活動促進事業	14				E	
新エネルギーベンチャー技術革新事業	15				B	
戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業	16				B	

### (2) 農林水産省

支 援 制 度 名	ページ	主 な 支 援 対 象			フェーズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個人		
農山漁村 6 次産業化対策に係るバイオマス資源活用促進事業	19				AE	新規
農山漁村 6 次産業化対策に係る農林水産分における太陽光エネルギー利用促進事業	20				D	新規
地域バイオマス利活用交付金	21				AE	
農業生産地球温暖化対策事業のうち施設園芸省エネルギー設備リース事業	25				A	
農業生産地球温暖化対策事業のうち先進的省エネルギー加温設備等導入事業	26					
強い農業づくり交付金	27				D	
経営体育成交付金	28				D	新規
農業主導型 6 次産業化整備事業	29				D	新規
農山漁村地域整備交付金(畜産環境総合整備事業)	30					
強い農業づくり交付金(草地環境基盤整備対策)	31				D	
エコフィード緊急増産対策事業	32				AD	
地域資源活用型エコフィード増産推進事業	33				D	
食品廃棄物発生抑制推進事業	34				AE	
技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業	35				C	新規

フードバンク活動推進事業	36				A	新規
食品リサイクル・ループ構築推進事業	37				A	新規
食品廃棄物効率的の収集体制構築推進事業	38				A	新規
食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業	39				D	新規
容器包装リサイクル法コンプライアンス推進支援	40				E	
広域連携等バイオマス利活用推進事業	41				D	
ソフトセルロース利活用技術確立事業	42				ABC	
バイオ燃料地域利用モデル実証事業	43				AB CD	
農山漁村地域整備交付金（集落基盤整備事業）	45				D	
村づくり交付金	46				D	
農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）	47				D	
農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	48				D	
木質バイオマス利用加速化事業	49				D	
木質バイオマス利用促進整備	50				D	
森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業	51				B	

(3) 国土交通省

支 援 制 度 名	ハ-ジ	主 な 支 援 対 象			フエ-ズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個 人		
住宅市街地整備総合支援事業	53				該当外	
新世代下水道支援事業	54				該当外	
民間活用型地球温暖化対策下水道事業	56				該当外	
先導型再開発緊急促進事業	58				該当外	
21世紀都市居住緊急促進事業	59				該当外	
優良建築物等整備事業	60				該当外	
先導的都市環境形成促進事業	61				該当外	
エコまちネットワーク整備事業	62				該当外	

(4) 環境省

支 援 制 度 名	ハ-ジ	主 な 支 援 対 象			フエ-ズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個 人		
地方公共団体対策技術率先導入補助事業	65				D	
地方公共団体対策技術率先導入補助事業（うち、シェアード・セイビングス・エスコ事業）	66				D	
地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業	67				D	
エコ燃料利用促進補助事業	69				D	
循環型社会形成推進科学研究費補助金（競争的資金）	70				BC	
廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）	71				D	新規
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	72				D	
コベネフィットCDMモデル事	73					
地球温暖化対策技術開発等事業	74				B	

(5)新潟県

支 援 制 度 名	ページ	主 な 支 援 対 象			フェーズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個 人		
新潟県農林水産業総合振興事業（バイオマス機能付加促進）	77				D	

(6)石川県

支 援 制 度 名	ページ	主 な 支 援 対 象			フェーズ	備考
		地方自治体	民間 NPO	個 人		
いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業	79				A B C E	

2. 融資制度

支 援 制 度 名	ページ	主 な 支 援 対 象			備考
		地方自治体	民間 NPO	個 人	
農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	81				
農林漁業施設資金（共同利用施設 バイオマス利活用施設）	82				
農業近代化資金の建築物等造成資金	83				
環境エネルギー対策資金	84				

3. 北陸管内(新潟県、富山県、石川県、福井県)関連事業施設整備一覧 . . . . . 86

## **1 . 助成制度等**



## **( 1 ) 經濟產業省**

事業名	地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業 (事業開始：H7年度～平成22年度)
目的	<p>地域レベルで新エネルギーを導入及び省エネルギーの推進を行うに当たって、各地方公共団体等の取り組みを円滑にするため、地方公共団体等が当該地域における新エネルギーの導入、省エネルギーの推進及び地域住民への普及啓発を図るために必要となる「ビジョン」策定に要する費用の補助を行う。</p> <p>また、個別プロジェクトにおける事業化フィージビリティスタディに要する費用についても補助を行う。</p>
助成対象	<p>地域エネルギービジョン策定調査 地方公共団体（広域地域を含む）、地方公共団体の出資に係る法人 重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 以前に地域新エネルギービジョン策定調査を実施した地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人 事業化フィージビリティスタディ 当該事業を実施する者</p>
制度内容	<p><u>対象事業</u> 地域エネルギービジョン策定調査 ・初期段階調査：エネルギー賦存量、利用可能量の分布等調査等。 ・ビジョン策定：基本計画、重点プロジェクトの実行プログラム等の策定。 重要テーマに係る詳細ビジョン策定調査 ・地域エネルギービジョンに基づくシステム全体の具体化の検討。 ・地域新エネルギービジョン策定調査で検討しなかったバイオマス、雪氷冷熱を対象としたビジョンの策定。 事業化フィージビリティスタディ 地域エネルギービジョン等に基づき実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査。</p> <p><u>補助率</u> 定 額 ・謝金、旅費、諸経費</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部 事業管理部ビジョン担当者 TEL 06-4306-5021</p>
	<p>18年度採択 地域新エネルギービジョン (新潟県) 見附市、弥彦村</p>

<p>活用事例</p> <p>新潟県、富山県 石川県、福井県</p>	<p>(富山県) 魚津市 重要テーマ(バイオマス関連のみ)</p> <p>(新潟県) 佐渡市 バイオマスエネルギービジョン策定調査</p> <p>19年度採択 地域新エネルギービジョン (富山県) 南砺市</p> <p>20年度採択 地域新エネルギービジョン (富山県) 黒部市、入善町 (石川県) 加賀市 重要テーマ(バイオマス関連のみ) (石川県) 金沢市 バイオマスエネルギー有効活用システム検討調査</p> <p>21年度採択 地域新エネルギービジョン (石川県) 内灘町</p>
--	--

事業名	新エネルギー等導入加速化支援対策事業 地域新エネルギー等導入促進事業 (事業開始:H10年度~)
目的	地域における新エネルギー等の加速的促進を図ることを目的とし、地方公共団体、特定非営利活動法人等地域密着型の営利を目的としない民間団体(以下「非営利民間団体」という)が策定した、新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する新エネルギー等設備導入事業及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業の実施に必要な経費に対して補助を行う。
補助対象	地方公共団体、非営利民間団体、社会システム枠
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>新エネルギー等導入のための計画に基づき実施する事業であって、新エネルギー等設備導入事業と普及啓発事業を併せて実施する事業(普及啓発事業は補助対象外)</p> <p>地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の取り組みとしての先進性等がある新エネルギー等の設備導入事業。</li> </ul> <p>非営利民間団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とせずに行う新エネルギー等の設備導入事業</li> </ul> <p>社会システム枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業</li> </ul> <p><u>補助率</u></p> <p>新エネルギー等設備導入事業</p> <p>1/2以内</p> <p>一部の新エネルギー等については、補助率が異なる場合があります。</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>(太陽光発電、太陽熱利用)</p> <p>一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第三グループ TEL 03-5979-7621</p> <p>(太陽熱発電、太陽熱利用 以外)</p> <p>一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第三グループ TEL 03-5979-7737</p>

<p>活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県</p>	<p>16年度（バイオマス関連） （石川県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢市 金沢市企業局</li> </ul> <p>[対象バイオマス] 下水汚泥 [概要] 下水処理場から発生する未利用消化ガスを精製し、隣接する都市ガス工場へ都市ガスの原料として供給 [施設規模] 100m<sup>3</sup>/日</p> <p>17～20年度（バイオマス関連） 採択なし</p> <p>21年度（バイオマス関連） （石川県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人自生園</li> </ul> <p>[対象バイオマス]木くず [概要] 木く等を使用して熱供給を行う。</p>
-------------------------------------	--

事業名	新エネルギー等導入加速化支援対策事業 新エネルギー等事業者支援対策事業 (事業開始：H9年度～)
目的	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドについて、その加速度的な導入促進を図ることを目的とする新エネルギー等設備導入事業に必要な経費に対して補助を行う。
補助対象	新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
制度内容	<p><u>対象事業（補助事業）</u> 先進的な新エネルギー等利用設備であって、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドに関する新エネルギー等の設備導入事業に必要な経費に対して補助を行う。</p> <p><u>交付要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書に基づき実施される事業であること。</li> <li>・ 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。</li> <li>・ 新エネルギー等導入事業の実施によって、他の団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。</li> <li>・ 補助対象経費に、国からの補助金等の対象経費を含む事業でないこと。</li> <li>・ 設備導入後に設備の運営管理が確実に出来ること。</li> <li>・ 環境影響に関する調査等の実施及び地元調整を実施し、地元の了解を得ること。</li> </ul> <p><u>補助率等</u> 補助率：1/3以内 期間：原則として単年度、最大4年間</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>補助金 (太陽光発電、太陽熱利用) 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第三グループ 新エネルギー等事業者支援対策事業担当者 TEL 03-5979-7621</p> <p>(太陽光発電、太陽熱利用 以外) 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第二グループ 新エネルギー等事業者支援対策事業担当者 TEL 03-5979-7737</p>
	17年度採択（バイオマス関連） (新潟県)

<p>活用事例</p> <p>新潟県、富山県 石川県、福井県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市 北越製紙(株)新潟工場 [対象バイオマス] ペーパースラッジ、建築廃材、間伐材等木質系 [概要] パルプ製造工程で排出される黒液等を燃料に、主に自社工場向けに利用する発電設備 [施設規模] 最大発電能力 85,000 kW</li>   <li>(富山県) ~ 19年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡市 石原谷発電所(株) [対象バイオマス] 木質チップ等木質系 [概要] 建築廃材を加工した木質チップ燃料を主体とする蒸気タービン式発電設備 [施設規模] 最大発電能力 990 kW</li> </ul> </li>   <li>18年度採択(バイオマス関連) (石川県) ~ 19年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宝達志水町 いしかわグリーンパワー(株) [対象バイオマス] 木質チップ等木質系 [概要] 林地残材や間伐材を加工した木質チップを燃焼し、ガス化した燃料を用いた発電設備 [施設規模] 最大発電能力 1,940 kW (ガス化炉 + ガスエンジン)</li> </ul> </li>   <li>19年度採択(バイオマス関連) 採択なし</li>   <li>20年度採択(バイオマス関連) (新潟県) <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺泊町 (株)寺泊浜焼センター [対象バイオマス] 木質ペレット [概要] 木質ペレットをボイラーで燃焼し、温泉施設等向けに熱供給を行う設備 [施設規模] 1,485 MJ/h</li> </ul> </li>   <li>21年度採択(バイオマス関連) 採択なし</li> </ul>
--	--

事業名	新エネルギー等非営利活動促進事業 (事業開始:H17年度~)
目的	地域草の根レベルでの効果的な新エネルギー導入を図るため、営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせずに行う新エネルギー導入及び省エネルギーの推進に資する普及啓発事業に必要な経費の補助を行う。
助成対象	NPO法人、公益法人等の営利を目的としない事業を行う法人格を有する民間団体又はこれに準ずる者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせずに行う新エネルギー又は省エネルギーに係る普及啓発事業を実施する事業。</li> <li>・新エネルギー等設備導入事業に係る普及啓発事業は「地域新エネルギー導入促進事業」で申請する(当事業では、対象外)</li> </ul> <p><u>補助率</u></p> <p>1/2以内(1事業当たりの補助金上限額は3百万円、また1団体に対する補助金上限額は5百万円。)</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部 普及・啓発G 非営利事業担当者 TEL 044-520-5182
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	19、20、21年度採択(バイオマス関連) 採択なし

事業名	新エネルギーベンチャー技術革新事業 (事業開始:H19年度~)
目的	<p>ベンチャー・中小企業等の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創世と拡大等目指した事業化・ビジネス化を支援することを目的としています。</p> <p>本事業では、太陽光発電、バイオマス、燃料電池・蓄電池、風力発電その他未利用エネルギー、の特に導入を促進すべきエネルギー分野に着目し、将来を見据えた技術開発を進め、技術の選択肢の多様化と技術革新の活性化を図るものです。</p>
助成対象 (共同研究事業者)	民間企業(ベンチャー、中小、大企業)、大学、公的研究機関等の法人
制度内容	<p><u>対象分野</u> 太陽光発電    バイオマス    燃料電池・蓄電池    風力発電その他の未利用エネルギー</p> <p><u>フェーズ</u></p> <p>【フェーズA】 FS(フィージビリティ・スタディ)  ・1千万円以内/年(委託事業)  ・事業期間: 1年間以内</p> <p>【フェーズB】 基盤開発  ・5千万円以内/年(委託事業)  ・事業期間: 1年間程度</p> <p>【フェーズC】 実用化研究開発  ・5千万円以内/年(委託事業)  ・事業期間: 1年間程度</p> <p><u>事業の特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的技術シーズを活用した技術開発を事業化に結びつけます。</li> <li>・技術開発から事業化に結びつけるための様々な周辺支援を、事業期間中に行います。</li> <li>・技術開発成果を基に事業化に向けて、事業期間終了後のフォローアップを行います。</li> </ul>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 研究開発推進部 技術革新・基盤技術グループ TEL 044-520-5171
活用事例	19、20年度採択(バイオマス関連)

<p>新潟県、富山県 石川県、福井県</p>	<p>採択なし</p> <p>21年度採択（バイオマス関連） （富山県）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北陸ポートサービス株式会社 他</li></ul> <p>[開発テーマ] 富山県射水市における籾殻・稲わらの固形燃料化とシリカ肥料生産に関する技術開発</p>
----------------------------	---

事業名	戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業 (事業開始:H 2 2年度~)
目的	2030年頃の実用化が見込まれ、バイオ燃料の普及を促進する波及効果の大きい次世代バイオ燃料製造技術の開発を実施します。 バイオマスを気体、液体、固体燃料、電気等のエネルギーに転換する技術に関連した次世代の研究開発及び将来の革新的なブレイクスルーに繋がる基礎研究を対象とし、温室効果ガス削減効果および2030年以降の市場へのインパクトが大きい提案を採択します。
対象	民間企業、大学、公的研究機関等の法人
制度内容  委託 又は 共同研究	<p><u>対象分野</u></p> <p>次世代技術開発 ・軽油代替燃料技術開発(エステル化反応によるバイオディーゼル燃料を除く) ・その他の燃料で画期的な技術開発</p> <p>実用化技術開発 バイオマスエネルギーの利用であって、事業期間終了後5年以内をめどに実用化できること、ビジネスベースに乗るレベルまで設備導入コスト及びランニングコストを低減することを目標としたもの。</p> <p><u>事業期間</u></p> <p>次世代技術開発 平成22年度~平成23年度(2年間) 実用化技術開発 平成22年度~平成25年度(2~4年間) 事業期間は、2~4年の間で選択可能</p> <p><u>事業規模(平成22年度NEDO負担額上限)</u></p> <p>次世代技術開発 委託:3千万円/年/1テーマ程度 共同研究:2千万円/年/1テーマ程度(NEDO負担率:2/3) 原則委託事業とするが、産学連携とならないものは、共同研究として実施。</p> <p>実用化技術開発 共同研究:9千万円/年/1テーマ程度(NEDO負担率:2/3)</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部バイオマスグループ TEL:044-520-5271 FAX:044-520-5275(公募内容への質問はFAXにて)



## **( 2 ) 農林水産省**

事業名	農山漁村6次産業化対策に係るバイオマス資源活用促進事業（新規）
目的	食料自給率の低い我が国において、食料供給と両立する日本型バイオ燃料の生産拡大を図るためには、食料供給と両立するバイオマス資源を活用し、原料の安定供給とバイオ燃料の継続的かつ安定的な生産及び需要先の確保が不可欠であり、こうした継続的かつ安定的な取組には、原料の確保とともに、原料供給者や製造業者、消費者等の各段階の関係者がバイオマス利活用の必要性を十分に理解し、取組を推進する機運の醸成が肝要である。このため、原料供給者や製造業者、消費者等の地域住民にバイオマス利活用の必要性や意義を周知し、バイオマスに対する意識改革を展開するとともに、新たな原料の確保に向け、第2世代バイオ燃料の原料としての農林水産物等の利用可能性調査を実施する。
事業実施者	民間事業者、公益社団法人、公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合、技術研究組合、第3セクターその他食料局長が特に必要と認める団体。
内容	<p><u>地域事業</u> 食料供給と両立するバイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物の生産及び利用可能性調査及び関係者との連携を図るため協議会を設立する取組への支援。</p> <p>(1) バイオマス資源利用可能性調査 地域に賦存するヤナギ、海草類、カヤ等の第2世代バイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物の生産、利用可能性について、実地調査を実施します。</p> <p><u>全国普及・啓発</u> バイオマス資源活用促進事業を全国規模で推進するため、次の知り組を支援</p> <p>(1) 全国普及・啓発 ・全国9ブロックで設立される「発見活用協議会（仮称）」の全国会議を開催。</p> <p>(2) バイオマス利活用コーディネーター養成 バイオマスタウン構想の策定・実現やバイオ燃料の利活用にあたり、豊富な技術的知見を有し、関係者間の調整等の取組をコーディネートできる「現場で働くことのできる」人材の育成を実施。</p> <p><u>事業実施者の選定</u> 公募要領により応募のあった企画書を審査、全国事業、地域事業ごとに事業実施候補者を選定。</p> <p><u>補助率</u> 定 額</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省北陸農政局企画調整室環境政策調整係 TEL 076-263-2161（内3221）
活用事例 （新潟県、富山県、石川県、福井県）	平成21年度（地域における環境バイオマス総合対策調査） 全国事業1者、地域事業10者（各農政局ブロック毎に1者） 北陸地域調査事業：（株）環境公害研究センター

事業名	農山漁村6次産業化対策に係る農林水産分野における太陽光エネルギー利用促進事業
目的	農山漁村には太陽光などの自然エネルギーが豊富に存在しており、食料供給のみならず資源供給の面でも大きな潜在力を発言させ、低酸素社会の実現を達成するためには、太陽光エネルギーの有効活用に必要な必要な施設等への設置が不可欠です。 このような状況を踏まえ、農山漁村の潜在力を最大限発揮させるとともに、低炭素社会の実現と地球温暖化防止に資する太陽光発電の設置に係る取組を支援します。
助成対象	民間事業者、農林漁業者の組織する団体、公益社団法人、公益団体法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 農林水産省の省エネ・省コスト化の推進と地球温暖化防止を実現するため、農林水産施設等への太陽光パネルの設置を支援。（設置する太陽光パネルの規模は10kW以上）</p> <p><u>採択要件</u> 農林水産業に関連する施設に電力を供給する取組であること。 設置する太陽光パネルの規模が10kW以上であること。 大臣官房環境バイオマス政策課長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p> <p><u>事業実施者の選定</u> 農林水産省において、第三者による選定審査委員会を開催して補助金交付候補者を選定します。</p> <p><u>補助率</u> 1/3、非営利団体においては1/2</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省北陸農政局企画調整室環境政策調整係 TEL 076-263-2161(内3221)
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	1次公募時点(H22.4.28)なし

事業名	地域バイオマス利活用交付金
目的	地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設整備等の一体的な整備、バイオマスタウン実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組をソフト・ハード両面で支援。
助成対象	<p>ハード支援：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等</p> <p>ソフト支援：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人</p>
制度内容	<p><u>事業メニュー</u></p> <p>1 バイオマス利活用の推進【ソフト支援】</p> <p>(1) バイオマスタウン構想の策定支援</p> <p>(2) プラットフォームづくり支援</p> <p>ア、バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築への支援</p> <p>イ、バイオ燃料の品質分析等への支援</p> <p>ウ、生産製造連携事業計画の作成等への支援</p> <p>エ、バイオマスの利活用高度化検討への支援</p> <p>2 バイオマスの利活用に必要な施設整備【ハード支援】</p> <p>(1) 地域モデル実証</p> <p>地域における効果的なバイオマスの利活用を図るため、事業計画に定める対象地域のバイオマス利活用による農業振興や、地域循環型社会構築のために必要なバイオマス変換施設、発生・利用施設等を一体的な施設整備を支援。</p> <p>(2) 新技術等の実証</p> <p>事業計画に定める対象地区のバイオマス利活用による農業振興や、地域の循環型社会構築のために必要な新技術等を活用したモデルのバイオマス変換施設、発生・利用施設等の一体的な施設整備を支援。</p> <p>(3) 事業成果拡大</p> <p>既存のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援。</p> <p>(4) 家畜排せつ物利活用施設の整備</p> <p>家畜排せつ物有機性資源の利活用に必要な堆肥化施設等の共同利用施設等を支援。</p> <p><u>採択要件</u></p> <p>バイオマスタウン構想策定又はバイオマス利活用の中期的方針の策定、他事業メニューごとに設定。</p> <p><u>交付率</u></p> <p>ソフト支援：1/2以内(1(2)エについては定額)</p> <p>ハード支援：1/2以内(沖縄県2/3、民間事業者1/3)</p> <p>注：H15～16：バイオマス利活用フロンティア事業</p> <p>H17～18：バイオマスの環づくり交付金</p> <p>H19～：地域バイオマス利活用交付金</p>

所管省庁 (申請窓口)	農林水産省北陸農政局企画調整室環境政策調整係 TEL 076-263-2161(内3221)
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	

【ソフト支援】

実施年度	事業内容	事業実施主体
17	タウン構想策定	新潟県上越市、石川県七尾市
	構想実現・利活用シ ステム構築	新潟県胎内市(旧中条町)、福井県若狭町、福井県福井市(旧美山町)
	バイオマスの種類 に応じた利活用の 促進	新潟県、新潟県新潟市、新潟県魚沼市、新潟県佐渡市、富山県、石川県、石川県使用済農業資材適正処理推進協議会、石川県小松市、JA能美、JA石川かほく、福井県
	バイオマスの変換 技術支援	上越バイオマス循環事業協同組合
	資源作物の実用化 試験	新潟県新潟市
18	タウン構想策定	新潟県柏崎市、新潟県佐渡市、富山県富山市、富山県立山町、石川県加賀市
	構想実現・利活用シ ステム構築	新潟県胎内市、福井県若狭町
19	タウン構想策定	新潟県新潟市、新潟県聖籠町、新潟県湯沢町、富山県黒部市、福井県大野市(改訂)
	構想実現・利活用シ ステム構築	新潟県佐渡市、アグリフューチャー・じょうえつ(株)、富山県立山町、石川県七尾市、石川県加賀市、福井県若狭町
20	タウン構想策定	新潟県十日町市、新潟県南魚沼市、富山県高岡市、富山県朝日町、富山県射水市
	構想実現・利活用シ ステム構築	新潟県新潟市、新潟県柏崎市、新潟県三条市、富山県富山市、富山県黒部市、石川県加賀市、資源エコロジーリサイクル事業協同組合、山代温泉旅館協同組合、福井県若狭町
21	タウン構想策定	石川県珠洲市、石川県能登町、石川県宝達志水町、福井県坂井市
	構想実現・利活用シ ステム構築	新潟県十日町市、新潟県三条市、富山県射水市、富山県黒部市、資源エコロジーリサイクル事業協同組合

H17～18：バイオマスの環づくり交付金

【ハード支援】

市町村名	事業実施主体	実施年度	対象バイオマス	事業内容
富山県 富山市 (旧八尾町)	八尾町	15～16	家畜排せつ物、食品廃棄物、木質バイオマス、もみ殻	炭化施設、堆肥化施設の整備
新潟県 十日町市 (旧川西町)	川西町	15～17	家畜排せつ物、食品廃棄物、木質バイオマス	堆肥化施設の整備
新潟県	上越市	16	木質バイオマス等	バイオマスプラスチック製

上越市				造施設の整備
新潟県 三条市	三条市	16	木質バイオマス等	堆肥化施設の整備
新潟県 村上市 (旧朝日 村)	朝日村	17~18	家畜排せつ物、も み殻	堆肥化施設の整備
新潟県 胎内市	胎内市	17~19	家畜排せつ物、生 ごみ	炭化施設、蒸煮施設等の整 備
新潟県 上越市	くびきの森林組合、 上越バイオマス循環事 業協同組合	17~20	生ごみ、下水汚泥、 廃食用油、木質バイ オマス等	バイオガス化施設、汚泥乾 燥施設、バイオディーゼル 燃料製造施設、木質ペレ ット製造施設等の整備
新潟県 佐渡市	佐渡緑のサイクル 協同組合	18~19	木質バイオマス(木屑)	木質チップ・ペレット製造 施設、チップボイラー等の 整備
新潟県 魚沼市	魚沼市	18~21	家畜排せつ物、生 ごみ、食品廃棄物、 きのこ廃菌床、も み殻、タラの芽廃 木	堆肥化施設の整備
新潟県 柏崎市	(株)柏崎エコリイティブ	19	食品廃棄物、もみ 殻	堆肥化施設の整備
富山県 南砺市	なんと農業協同組 合	19	家畜排せつ物、も み殻、食品廃棄物、 木質バイオマス	堆肥化施設の整備
富山県 南砺市	なんと肉牛組合	19	もみ殻	飼料化、敷料化施設の整備
富山県 高岡市	高岡市農業協同組 合	21	家畜排せつ物、も み殻、食品廃棄物	堆肥化施設の整備
新潟県 三条市	三条市	21	木質バイオマス	ペレットボイラーの整備
新潟県 十日町市	高木沢企業(株)	21	木質バイオマス	木質ペレット製造施設の整 備
新潟県 十日町市	(株)前田商会、(株) ケンベイミユキ、十 日町市	21	廃食用油	バイオディーゼル燃料製造 施設の整備
新潟県 十日町市	(株)ミートコンパニ オン	21	動物性油脂	バイオマスボイラーの整備
新潟県 南魚沼市	ウッドペレット(株)	21	木質バイオマス	木質ペレット製造施設の整 備
新潟県 佐渡市	アイマーク環境(株)	21	廃食用油	バイオディーゼル燃料製造 施設の整備
新潟県 上越市	アグリフューチャ ー・じょうえつ(株)	21	もみ殻、精米	バイオマス混連樹脂製造施 設の整備
富山県 射水市	北陸ポートサービ ス(株)	21	樹皮、剪定枝、刈 草、食品廃棄物、 家畜排せつ物	堆肥化施設の整備

石川県 加賀市	資源エコロジーリ サイクル事業協同 組合	21	廃食用油	バイオディーゼル燃料製造 施設の整備
福井県 大野市	大野市	21	家畜排せつ物、木 質バイオマス等	堆肥化施設の整備

H15～16：バイオマス利活用フロンティア事業

H17～18：バイオマスの環づくり交付金

事業名	農業生産地球温暖化対策事業のうち 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業
目的	施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、リース方式により施設園芸の省エネルギー化に必要なハイブリッド加温設備等を導入を推進する。
助成対象	設備利用者として認定農業者、認定農業者に準ずる者、認定就農者、農事組合法人等
制度内容	<p>対象設備</p> <p>先進的省エネルギー加温設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブリッド加温設備 従来の石油燃料炊き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備を組み合わせた設備。</li> <li>・木質バイオマス利用加温設備</li> </ul> <p>高断熱被覆設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外張の多重化のための設備</li> <li>・内張の多層化のための設備</li> <li>・ウォーターカーテン設備</li> </ul> <p>その他必要な装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多段式サーモ装置・排熱回収装置・循環扇等</li> </ul> <p>省エネルギーモデル温室</p> <p>地下水及び地熱水利用設備、太陽光利用設備等の熱交換設備等の導入を行うもので、設置実面積が500㎡以上。</p> <p>対象品目</p> <p>温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。</p> <p>採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートを利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。</li> </ul> <p>補助率 定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内) 22年度募集中(5月28日〆切)</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省生産局農業環境対策課資源循環推進対策係 TEL 03-3502-8111(農林水産省代表) 農林水産省北陸農政局生産経営流通部園芸特産課農政調整官(野菜経営) TEL 076-263-2161(内3332)
活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)	該当無し

事業名	農業生産地球温暖化対策事業のうち 先進的省エネルギー加温設備等導入事業
目的	施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、施設園芸の省エネルギー化に必要な設備の導入を推進する。
助成対象	農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体等
制度内容	<p>対象設備 対象設備は、及びを組み合わせた設備とする。ただし、既に又はのいずれかの設備を導入している場合にあっては、導入していない設備を導入し、組み合わせるものとする。</p> <p>先進的省エネルギー加温設備 ・ハイブリッド加温設備 従来の石油燃料炊き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備を組み合わせた設備。 ・木質バイオマス利用加温設備</p> <p>高断熱被覆設備 ・外張の多重化のための設備 ・内張の多層化のための設備</p> <p>対象品目 温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。</p> <p>採択要件 ・設備を導入する受益農家が3戸以上 ・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートを利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。 ・応募主体の経営全体の燃油利用加温面積が1.5ha以上、又は経営全体の園芸施設における年間の燃油使用量が100<sup>kg</sup>以上であること。 ・事業で設備を導入する施設の燃油利用暖房面積が0.3ha以上であること。</p> <p>補助率 1/2以内 22年度募集中(5月28日〆切)</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省生産局農業環境対策課普及係 TEL 03-3502-8111(農林水産省代表) 農林水産省北陸農政局生産経営流通部園芸特産課農政調整官(野菜経営) TEL 076-263-2161(内3332)
活用事例 (新潟県、富山県) 石川県、福井県	該当無し

事業名	強い農業づくり交付金 (経営力の強化を目的とする取組：特定地域経営支援整備)
目的	経営の零細な農家が多くを占める地域等(経営体育成緊急地域)において、地域農業の持続的な発展に向けた意欲ある多様な農業経営の育成・確保の推進に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援。
助成対象	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、参入法人等 (強い農業づくり交付金実施要領別記の第1の1の(1)のイの(イ)に該当する経営体育成緊急地域である事)
制度内容	<p><u>対象施設</u> 未利用資源活用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設。</li> </ul> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。</li> <li>目標年度(3年度目)の目標値が、次のaからdまでのいずれかの基準を満たす事業計画であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 意欲ある個別経営体が現在に比べ1経営体以上増加</li> <li>b 農業法人を1法人以上設立</li> <li>c 集落営農組織を1組織以上設立</li> </ul> </li> </ul> <p><u>交付率</u> 1/2以内</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省経営局構造改善課 TEL 03-3502-8111(農林水産省代表) 北陸農政局生産経営流通部構造改善課計画推進係 TEL 076-263-2161(内3380)
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	該当無し

事業名	経営体育成交付金（共同利用施設補助事業）
目的	地域において、意欲ある多様な経営体の育成・確保を強化するため、経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大、複合化・多角化等を図るために必要となる共同利用施設（生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等）の整備を支援。
助成対象	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、参入法人等
制度内容	<p><u>対象施設</u> 未利用資源活用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設。</li> </ul> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のaからcまでの地区成果目標について、目標年度（5年度目）の目標値のいずれか又はすべてが増加するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 経営体の育成・確保に関する目標</li> <li>b 人材の育成・確保に関する目標</li> <li>c 雇用の創出に関する目標</li> </ul> </li> <li>・ 事業実施主体（助成対象者）において、次の から までの経営改善目標のうち、1つ以上の項目について5年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。 <p>農業の6次産業化、経営面積の拡大、耕作放棄地の解消、農業経営の法人化、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減、雇用者の確保、家族経営協定、環境への配慮、地域提案目標</p> </li> </ul> <p><u>交付率</u> 1/2以内</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省経営局構造改善課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 北陸農政局生産経営流通部構造改善課計画推進係 TEL 076-263-2161（内3380）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当無し

事業名	農業主導型6次産業化整備事業
目的	農業経営の6次産業化による農業所得の向上及び新たな雇用の創出並びに意欲ある経営体の育成による地域の活性化のため、農業経営の複合化・多角化を図ろうとする農業法人等に対して、これに必要となる加工施設、販売施設等の整備を支援。
助成対象	農業経営を行う法人、農業者の組織する団体
制度内容	<p><u>対象施設</u> 未利用資源活用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設。</li> </ul> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員に3戸以上の農家を含んでいること（一部の法人については例外規定あり）。</li> <li>事業規模が1億円以上の場合、5年以上の経営経験があること。</li> <li>経営状況について、直近3カ年の収支率が80%以上であり、かつ直近年において100%以上となっていること。</li> <li>定款、規約等に農業経営の6次産業化への取り組みが明記されていること。</li> <li>次のaからcまでのすべてについて、4年度目を目標年度とする成果目標を設定すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 農業経営に関する売上高が3千万以上増加するか、又は売上高の割合が30%以上増加するかのいずれかの高度な目標</li> <li>b 地域からの雇用者を、新たに延べ240人・日以上増加させる目標</li> <li>c 地域の活性化に関する目標（耕作放棄地の活用、生産技術の普及又は研修生の受け入れ等、地域が抱える課題に応じた目標）</li> </ul> </li> </ul> <p><u>補助率</u> 1/2以内</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省経営局構造改善課 TEL 03-3502-8111 (農林水産省代表) 北陸農政局生産経営流通部構造改善課計画推進係 TEL 076-263-2161 (内3380)
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	該当無し

事業名	農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）
目的	総合的な畜産経営の環境整備を行い、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図る。
助成対象	都道府県、事業指定法人
制度内容	<p><b>事業内容</b></p> <p>1 資源リサイクル型（畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進）</p> <p>（1）基盤整備 草地等の造成・整備、家畜排せつ物土地還元施設整備等</p> <p>（2）施設整備 家畜排せつ物処理施設、水質汚染防止施設、地域有機物残さ飼料化施設、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設等</p> <p>（3）ストックマネジメント 地方公共団体、農協等が所有する家畜排せつ物処理施設の機能保全計画の策定、対策工事、技術指導</p> <p>2 草地畜産活性化型（草地の多面的機能を活用し地域の環境整備を行う）</p> <p>（1）基盤整備 草地の造成・整備、野草地の整備改良等</p> <p>（2）施設整備 草地景域活用活性化施設、家畜保護施設等</p> <p>3 新技術活用地域環境改善型（畜産経営に起因する悪臭発生を防止）</p> <p>（1）基盤整備 草地等の造成・整備等</p> <p>（2）施設整備 臭気対策を行う家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設の整備改良等</p> <p>（3）新技術導入円滑化 新技術の導入に伴う指導及び研修、データの収集・分析等</p> <p><b>採択要件</b></p> <p>1 資源リサイクル型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数で2,000頭以上であること。</li> <li>・ 事業参加者のうち畜産業を営む者が原則として10人以上であること。</li> <li>・ 受益面積が30%以上であること。等</li> </ul> <p>2 草地畜産活性化型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積が30%以上であること。</li> <li>・ 事業完了後の草地面積が100%以上であること。</li> <li>・ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数で2,000頭以上であること。等</li> </ul> <p>3 新技術活用地域環境改善モデル型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その地域が属する県の家畜飼養頭数（肥育豚換算頭数）が中位の都道府県の家畜飼養頭数を上回っていること。</li> <li>・ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数で2,000頭以上であること。</li> <li>・ 事業参加者が原則として10人以上で、このうちモデル実証の核となる畜産経営の担い手（認定農業者等）が半数以上であること。</li> <li>・ 受益面積が30%以上であること。</li> </ul> <p><b>補助率</b></p> <p>50%以内等</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省生産局畜産部畜産振興課 TEL 03-3502-5993 農林水産省北陸農政局生産経営流通部畜産課草地整備係 TEL 076-263-2161（内線3346）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当なし

事業名	強い農業づくり交付金（草地環境基盤整備対策）
目的	畜産公共事業を補完しながら、地域の実情に応じた飼料基盤整備と畜産環境整備を促進する。
助成対象	市町村、農協等
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼料基盤再編型 担い手への土地集積を行い、生産性の高い飼料基盤の整備を促進するため、草地等の基盤整備と併せ関連施設の整備を行う。</li> <li>2 資源リサイクル型 家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築するため、草地等還元用地の基盤整備と併せ関連施設の整備を行う。</li> <li>3 草地畜産活性化型 草地景観の活用や都市住民との交流・観光資源としての利用を促進するため、草地等の基盤整備と併せ関連施設の整備を行う。</li> </ol> <p><u>採択要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼料基盤再編型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業参加者数が3人以上で、担い手が過半以上を占めること。</li> <li>・ 受益面積が5%以上であること。等</li> </ul> </li> <li>2 資源リサイクル型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業参加者数が3人以上であること。</li> <li>・ 受益面積が10%以上であること。</li> <li>・ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数で1,000頭以上であること。等</li> </ul> </li> <li>3 草地畜産活性化型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業参加者数が3人以上であること。</li> <li>・ 受益面積が10%以上で、完了後の草地面積が30%以上であること。</li> <li>・ 事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数で1,000頭以上であること。</li> </ul> </li> </ol> <p><u>補助率</u></p> <p>50%（離島55%）</p>
所管省庁 （申請窓口）	<p>農林水産省生産局畜産部畜産振興課 TEL 03-3502-5993</p> <p>農林水産省北陸農政局生産経営流通部畜産課草地整備係 TEL 076-263-2161（内線3346）</p>
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当なし

事業名	エコフィード緊急増産対策事業
目的	バイオマス利活用に係るその他の取組として、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、未活用資源の飼料化実証試験及びエコフィード製造及び利活用に関する研修会の開催、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して支援するとともに、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大する取組に対し支援し、これにより、エコフィードの利用拡大及び普及・定着を図り、飼料自給率の向上、食品残さの再生利用率の向上に寄与する。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p>1 マッチング・システムの構築</p> <p>地域において、食品産業（排出側）及び畜産業（利用側）等が、お互いの情報をマッチングするためのシステムの構築を支援。</p> <p>2 地域未利用資源飼料化確立の支援</p> <p>マッチングシステムの情報等を活用し、食品残さの飼料化を実現するために必要な実証試験等を支援。</p> <p>3 エコフィード利活用研修会の開催</p> <p>適正な食品残さの飼料化の取組を実践するために必要な知識を習得するための研修会等の開催を支援。</p> <p>4 エコフィード利用畜産物認証制度の検討</p> <p>消費者の理解の下、畜産農家がエコフィードを安定的に利用するためのエコフィード利用畜産物認証制度の構築。</p> <p>5 配合飼料原料としてのエコフィードの生産拡大</p> <p>配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携してエコフィードの生産・利用量を増加させる取組を支援。</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>農林水産省生産局畜産部畜産振興課 TEL 03-3591-6745</p> <p>農林水産省北陸農政局生産経営流通部畜産課畜産物流通指導官 TEL 076-263-2161(内線3344)</p>
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	該当無し

事業名	地域資源活用型エコフィード増産推進事業
目的	バイオマス利活用に係るその他の取組として、食品リサイクル等の推進のために、地域の畜産農家等が共同で使用する完全混合飼料製造施設等（以下、TMRセンターという。）において、地域で発生する食品残さ等の収集や地域における飼料作物の生産を拡大し、それらを原料とする混合飼料を製造する取組に対して支援することにより、エコフィード（食品残さ等利用飼料）の増産を推進し、もって飼料自給率の向上及び食品リサイクル等を推進する。
助成対象	農協、農協連（連合会）、畜産公社、農事組合法人等
制度内容	<p>1 地域未利用資源の利用促進 TMRセンターが2から4までの取組を適正かつ円滑に推進するために地域調整会議・地域未利用資源実用化調査等を行う取組に対して、事業実施主体に中央団体を經由し補助【定額】</p> <p>2 食品残さ等の利用拡大促進 TMRセンターが自ら製造する混合飼料の原料とする目的で食品残さ等の収集量を拡大し、混合飼料の原料として利用する取組に対して、利用拡大量に応じて中央団体を經由し補助【定額】</p> <p>3 飼料作物の生産・利用拡大促進 TMRセンターが自ら製造する混合飼料の原料とする目的で飼料作物の生産量を拡大し、混合飼料の原料として利用する取組に対して、作付拡大面積に応じて中央団体を經由し補助【定額】</p> <p>4 地域飼料資源利用体制の整備支援 TMRセンターが2及び3の取組を達成するために必要な機材を導入（リース契約によるものに限る）する取組に対して中央団体を經由し補助【リース経費の1/2以内】</p>
所管省庁 （申請窓口）	<p>農林水産省生産局畜産部畜産振興課 TEL 03-3591-6745</p> <p>農林水産省北陸農政局生産経営流通部畜産課畜産物流通指導官 TEL 076-263-2161（内線3344）</p>
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当無し

事業名	食品廃棄物発生抑制推進事業
目的	食品廃棄物の業種別の発生状況を詳細に調査・分析し、業種別の具体的な発生抑制方策を取りまとめ、食品関連事業者等に向けて発生抑制に係る法制度や具体策の周知を行う取組に支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <p>1. 検討会の開催 食品関連事業者の食品廃棄物の発生状況等の詳細な調査・分析及びこれらを踏まえた発生抑制の具体策・周知方法の検討を行う。</p> <p>2. 普及啓発の実施 食品関連事業者等に向けた研修会の開催、啓発資料の作成等により食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知活動を行う。</p> <p><u>補助率</u> 定額</p> <p><u>業務実施期間</u> 平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111 (農林水産省代表)
活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)	該当無し

事業名	技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業（H22新規）
目的	これまでに開発された技術の改良により、食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を図るための取組や、その成果の関係事業者向けの説明会等の実施を支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <p>1．推進事業 食品関係研究機関、食品製造業者などが技術実証協議会を設置し、技術の改良に向けた取組についての検討内容や成果を普及推進するための成果報告会などを開催。</p> <p>2．技術実証事業 食品製造業者等が、これまでに開発された技術の改良により、食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を図るための取組を行う。</p> <p><u>補助率</u></p> <p>1．推進事業 定額</p> <p>2．技術実証事業 1/2以内</p> <p><u>業務実施期間</u></p> <p>平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省総合食料局食品産業企画課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当無し

事業名	フードバンク活動推進事業（H22新規）
目的	NPO法人、食品関連事業者及び福祉施設等が、フードバンク活動の体制整備に向けた具体的検討を行うのに必要な経費を支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検討会の開催 フードバンク又はフードバンク活動を行おうとする者、食品関連事業者及び福祉施設等で構成されるフードバンク活動推進検討会を設置し、フードバンク活動の具体的な取組計画やルール等の検討を行う。</li> <li>2. 研修会等の開催 食品関連事業者、福祉施設等にフードバンク活動の内容等を説明するための研修会等を開催する。</li> <li>3. 専門家による指導・助言 物流、食品衛生、法務、会計等の専門家にフードバンク活動を行うに当たっての指導・助言を受ける。</li> </ol> <p><u>補助率</u> 定額</p> <p><u>業務実施期間</u> 平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 北陸農政局生産経営流通部食品課食品リサイクル係 TEL 076-263-2161（内3396）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当無し

事業名	食品リサイクル・ループ構築促進事業（H22新規）
目的	食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者等が、食品リサイクル・ループの構築に向けた具体的検討を行うのに必要な経費を支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検討会の開催 食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等で構成される食品リサイクル・ループ構築検討会を設置し、食品リサイクル・ループの具体的な取組計画等の検討を行う。</li> <li>2. 研修会等の開催 関係者に食品リサイクル・ループの内容等を説明するための研修会等を開催する。</li> <li>3. 専門家による指導・助言 食品リサイクルのコンサルタント等の専門家に食品リサイクル・ループを構築するに当たっての指導・助言を受ける。</li> </ol> <p><u>補助率</u> 定額</p> <p><u>業務実施期間</u> 平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 北陸農政局生産経営流通部食品課食品リサイクル係 TEL 076-263-2161（内3396）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当なし

事業名	食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業（H22新規）
目的	食品関連事業者、収集運搬業者、再生利用事業者等が静脈物流の効率化等食品廃棄物の効率的な収集体制の構築に向けた具体的検討を行うのに必要な経費を支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <p>1. 検討会の開催 食品関連事業者、収集運搬業者、再生利用事業者等で構成される食品廃棄物効率的収集体制構築検討会を設置し、食品廃棄物を効率的に収集するための検討を行う。</p> <p>2. 研修会等の開催 関係者に食品廃棄物の効率的な収集体制等を説明するための研修会等を開催する。</p> <p>3. 専門家による指導・助言 食品リサイクルのコンサルタント等の専門家に食品廃棄物の効率的な収集体制を構築するに当たっての指導・助言を受ける。</p> <p><u>補助率</u> 定額</p> <p><u>業務実施期間</u> 平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111(農林水産省代表) 北陸農政局生産経営流通部食品課食品リサイクル係 TEL 076-263-2161(内3396)
活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)	該当なし

事業名	食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業（H22新規）
目的	食品関連事業者の事業場で発生する製造副産物等を食品関連事業者自らが肥飼料化するための設備の導入を支援。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u> 食品関連事業者が、自らの事業場に飼料化設備や肥料化設備を導入。</p> <p><u>採択要件</u> 食品関連事業者が自社の製造副産物等を肥飼料に再生利用するための設備であって、自社の事業場に設置するものであること。</p> <p>食品関連事業者が製造した肥飼料を農畜水産業者に販売・譲渡し、これにより生産された農畜産物のうち一定量を、当該食品関連事業者が引き取るか又は他の引取り先が確定していること。</p> <p><u>補助率</u> 1 / 2 以内</p> <p><u>業務実施期間</u> 平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 北陸農政局生産経営流通部食品課食品リサイクル係 TEL 076-263-2161（内3396）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当なし

事業名	容器包装リサイクル法コンプライアンス推進支援
目的	食品事業者の容器包装リサイクル法のコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の促進を図る。
助成対象	公募による民間団体
制度内容	<p><u>事業内容</u>  1．コンプライアンス確立研修会等の実施  再商品化義務未履行者等の撲滅に向け、法令違反が関係企業との関係や経営に与える影響等の周知を図る研修会の開催、容器包装リサイクル法に係る法令遵守のためのパンフレットの作成を支援する。（継続事業）</p> <p><u>補助率</u>  定額</p> <p><u>事業実施期間</u>  平成22年度～平成24年度</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室リサイクル企画係 TEL 03-3502-8499（農林水産省代表）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	該当無し

事業名	広域連携等バイオマス利活用推進事業
目的	食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進の取組への支援に加え、バイオマスプラスチックの普及促進、バイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる取組への支援。
助成対象	<p><b>食品廃棄物等バイオマスの利活用推進（公募）</b> 消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者</p> <p><b>バイオマスプラスチックリサイクル推進（公募）</b> NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、国産原材料由来のバイオマスプラスチックの事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者</p>
制度内容	<p><b>対象事業</b></p> <p><b>広域バイオマス利活用推進（食品廃棄物等バイオマスの利活用推進）</b> 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築、バイオマス利活用マニュアルの策定、バイオマスの生産・収集・運搬システム構築、バイオマスの変換技術・利用促進支援</p> <p><b>バイオマスプラスチックリサイクル推進</b> バイオマスプラスチック購入、バイオマスプラスチックの啓蒙普及、バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催、その他本取組の推進に必要な事項</p> <p><b>採択要件</b></p> <p><b>広域バイオマス利活用推進（食品廃棄物等バイオマスの利活用推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構築される広域利活用システムにおいて、バイオマスの発生箇所と利用箇所又は複数の発生箇所が、複数の都道府県をまたがって存在していること。</li> <li>現状に比べ、構築される広域利活用システムにおけるバイオマスの利用量かつ利用率が向上すること。</li> <li>事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。</li> <li>事業に関わる全ての事業者及びその役割分担が明確であること。</li> <li>農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施のために必要な他の法令に基づく許認可等の取得がなされていること又はなされる見込みがあること。</li> <li>事業計画に基づく事業が、原則単年度で完了するものであること。</li> <li>その他農村振興局長が別に定める審査基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>バイオマスプラスチックリサイクル推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来ともにバイオマスプラスチック製品の導入及びリサイクルへの取組が継続されると見込まれること。</li> <li>事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。</li> <li>事業に関わる全ての事業者及びその役割分担が明確であること。</li> <li>農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施のために必要な他の法令に基づく許認可等の取得がなされていること又はなされる見込みがあること。</li> <li>その他農村振興局長が別に定める審査基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>補助率</b> 1 / 2 以内</p>
所管省庁（申請窓口）	農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課地域連携推進係 TEL 076-263-2161（内3425）
活用事例 〔新潟県、富山県 石川県、福井県〕	H21年度 [事業実施主体] NPO法人なかまたち [事業内容] 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進

事業名	ソフトセルロース利活用技術確立事業
目的	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて、食料と競合しない稲わら等のソフトセルロース系原料からバイオ燃料を生産する実証事業を実施し、バイオマスの利活用を推進する。
助成対象	民間企業、研究機関、農業団体、地方公共団体等
制度内容	<p><u>対象事業</u>  モデル地区での技術実証  ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造する実証設備を整備し、原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等の走行の技術実証に対する支援を行います。  有識者委員会の運営及びモデル地区の管理  バイオ燃料製造等のバイオマスの利活用に知見を有する民間団体において、モデル地区の選定及び管理を行います。</p> <p><u>対象経費</u>  モデル地区での技術実証  ・施設整備費  ソフトセルロース系原料貯蔵設備、バイオ燃料製造設備、バイオ燃料混合設備、バイオ燃料供給設備、その他一体的に必要な設備の整備  ・技術実証費  稲わらの収集・運搬費、農機具の改造・装置の追加、裁断機・梱包機等の特殊機器の購入費、ストックヤード・貯蔵設備の賃借料、実証設備の運転費、製造実証に要する機器購入費・委託費、PR啓発普及費等  有識者委員会の運営及びモデル地区の管理  民間団体によるモデル地区の選定、管理、評価や地方公共団体等への情報提供に対して助成</p> <p><u>採択要件</u>  ・モデル地区としての業務遂行能力を有していること  ・技術実証の早期開始が可能と見込まれること  ・農業等の振興が図られる取組であり、かつ、事業内容及び事業実施方法が妥当であること  ・関係法令の許認可の解決が見込まれること</p> <p><u>補助率</u>  モデル地区での技術実証  施設整備 50%  技術実証 定額  有識者委員会の運営及びモデル地区の管理 定額</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 TEL 03-3502-6338 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課 TEL 076-263-2161(内3573)
活用事例 (新潟県、富山県 石川県、福井県)	該当無し

事業名	バイオ燃料地域利用モデル実証事業
目的	バイオマス・ニッポン総合戦略において、国産バイオマス由来輸送用燃料の利用促進を図ることとされ、農村の地域資源を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図ることを目的とし、国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すとともに、地域におけるバイオマス輸送用燃料の原料の調達から燃料の供給まで地域の関係者が一体となった取り組みを支援する。
助成対象	地域協議会、バイオ燃料製造事業者・供給事業者等
制度内容	<p><u>対象事業</u>  地域におけるバイオ燃料の原料調達から燃料の供給まで一体となった取り組みを支援するため、農業団体等の原料供給者、バイオ燃料製造事業者及びバイオ燃料供給事業者等から構成される地域協議会の運営に要する経費、及び、バイオ燃料製造・混合・供給施設の設置・改修等に要する経費及び技術実証に要する経費の助成を行う。  (バイオエタノール混合ガソリン事業、バイオディーゼル燃料事業、耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業)</p> <p><u>対象経費</u>  ソフト事業  ・地域協議会運営費  ・バイオ燃料技術実証経費(バイオエタノール混合ガソリン事業のみ)  ハード事業  ・バイオ燃料製造施設整備費  ・バイオ燃料混合施設、供給施設整備費  ・その他一体的に必要な施設整備費</p> <p><u>採択要件</u>  次に掲げる事項をすべて満たすこと。  ・原則として、農村の地域資源を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオマス輸送用燃料の実用化の可能性を示す取組であること  ・事業実施主体としての適格性があること  ・事業内容及び実施方法が妥当であること  ・関係法令の許認可の解決が見込まれること  ・農業農村の振興に資する取組であること  ・地域協議会が地方公共団体等と連携し地域一体となった取組であること</p> <p><u>補助率</u>  ソフト事業 定 額  ハード事業 50%</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 TEL 03-3502-6338 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課 TEL 076-263-2161(内3573)

<p>活用事例  (新潟県、富山県)  (石川県、福井県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエタノール混合ガソリン事業 19～23年度  全国農業協同組合連合会 新潟県新潟市他 1,000キロリットル/年 原料：イネ</li> <li>・バイオディーゼル燃料事業 20～23年度  株式会社伊丹自動車 新潟県長岡市 240キロリットル/年 原料：廃食用油</li> <li>・バイオディーゼル燃料事業 21～23年度  株式会社愛和産業 新潟県阿賀野市 180キロリットル/年 原料：廃食用油</li> </ul>
---	--

事業名	農山漁村地域整備交付金（集落基盤整備事業）
目的	農業生産基盤の整備と併せて、農村の有機性資源等の適切な管理により環境への負荷を軽減し、有機性資源等の循環利用を促進するためのリサイクル基盤を整備するための堆肥化施設等を整備するとともに、併せて自然環境の保全・回復等により、豊かで美しい農村環境を創造するため、堆肥等のリサイクル資源を活用した自然環境・生態系保全機能の増進を図る整備を総合的に実施する。
助成対象	都道府県
制度内容	<p><u>対象事業</u> 農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源の処理、再利用等である。</p> <p><u>対象経費</u> 有機性資源の処理、再利用等の場合は、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（堆肥舎、堆肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等である。</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること。</li> <li>・ 総合整備事業等により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められること。</li> <li>・ 基本計画に定める農村振興の目標を達成する上で適切なテーマが設定されていること。（テーマ：地域資源循環管理）</li> <li>・ 総事業費が200百万円以上であること。</li> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること。</li> <li>・ 農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画に即して作成される農村振興総合整備事業計画に基づき実施する事業である。</li> </ul> <p><u>補助率</u> 内地（離島） 50%、奄美 52%、沖縄（県2/3、市町村70%）</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省農村振興局整備部農村整備官 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課農村総合整備係 TEL 076-263-2161（内3574）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	14～17年度（農村振興総合整備事業） （福井県）三方地区（若狭町） 〔事業実施主体〕 旧三方町 〔対象バイオマス〕 家畜糞尿、生ゴミ、集落排水汚泥 〔概要〕 コンポスト施設及び堆肥貯蔵施設の整備

事業名	村づくり交付金
目的	農業生産基盤の整備と併せて、農村の有機性資源等の適切な管理により環境への負荷を軽減し、有機性資源等の循環利用を促進するためのリサイクル基盤を整備するための堆肥化施設等を整備するとともに、併せて自然環境の保全・回復等により、豊かで美しい農山漁村環境を創造するため、堆肥等のリサイクル資源を活用した自然環境・生態系保全機能の増進を図る整備を総合的に実施する。
助成対象	市町村、土地改良区等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源の利活用（処理、再利用等を含む）である。</p> <p><u>対象経費</u> 有機性資源の処理、再利用等の場合は、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（堆肥舎、堆肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等である。</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること。</li> <li>・ 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められること。</li> <li>・ むらづくり計画に定める目標及び指標が適切に設定されていること。</li> <li>・ 総事業費が200百万円以上であること。</li> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること。</li> <li>・ 農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される当該市町村の農村振興基本計画に即して作成されるむらづくり計画に基づき実施する事業である。</li> </ul> <p><u>交付率</u> 内地（離島） 50%、 奄美 52%、 沖縄 70%</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省農村振興局整備部農村整備官 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課農村総合整備係 TEL 076-263-2161（内3574）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	19～24年度 （新潟県） 高田地区（柏崎市） 〔事業実施主体〕 柏崎市 〔概要〕 コンポスト及び農業用資材廃棄物の保管のための地域循環資源活用棟の整備

事業名	農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）
目的	農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤及び農村生活環境整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化を図り、もって地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資する。
助成対象	都道府県、市町村
内容	<p><u>対象事業</u> 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設等である。</p> <p><u>対象経費</u> 家畜ふん尿処理施設、堆肥製造施設（一次堆積施設、発酵装置、脱臭装置等）液肥処理施設（貯留槽、曝気槽等）その他施設（農産廃棄物処理施設、廃プラスチック処理施設等）</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域振興5法（過疎地域自立促進特別措置法 山村振興法 離島振興法 半島振興法 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）による法律のいずれかに該当する地域等。</li> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること。</li> <li>・ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあっては林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の面積の50%以上を占める地域とする。</li> <li>・ 事業種類 農業用排水施設 農道 ほ場整備 農用地開発 農地防災 客土暗渠排水 農用地の改良又は保全</li> <li>・ 一般型、広域連携型（事業種類 ~ のうち2以上） 県営：60ha以上、団体営：20ha以上</li> <li>・ 生産基盤型（事業種類 ほ場整備） 県営：20ha以上、団体営：10ha以上</li> </ul> <p><u>交付率</u> 内地 55%、離島 60%、奄美 70%、沖縄 75%</p>
所管省庁 （申請窓口）	農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課調整係 TEL 076-263-2161（内3575）
活用事例 （新潟県、富山県、石川県、福井県）	該当無し

事業名	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）
目的	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資する。
助成対象	都道府県、市町村、土地改良区等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 農業集落における汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくは循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設の整備、改築。</p> <p><u>対象経費</u> 管路施設（公共ます、取付管を含む）、汚水処理施設、循環施設、その他付帯施設に係る工事費</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落。</li> <li>・ 受益戸数はおおむね20戸（北海道、離島、沖縄及び奄美にあつては10戸）以上。</li> <li>・ 原則として処理対象人口1,000人程度に相当する規模以下。</li> <li>・ 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めない。</li> </ul> <p>（改築の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの。</li> <li>・ 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。</li> <li>・ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。</li> </ul> <p><u>補助率</u> 内地・北海道・離島50%、沖縄75%、奄美60%</p>
所管省庁（申請窓口）	農林水産省農村振興局整備部農村整備官 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表） 農林水産省北陸農政局整備部地域整備課集落排水係 TEL 076-263-2161（内3573）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	11～15年度（農業集落排水統合補助事業） （新潟県） 広田地区（柏崎市） 〔事業実施主体〕 柏崎市 〔対象バイオマス〕 集排汚泥 〔概要〕 コンポスト施設の整備

事業名	木質バイオマス利用加速化事業（新規）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進する。</li> <li>・取引の大ロット化・安定化を促進するため、流通コーディネーターが行う木質バイオマス供給者と需要者ニーズの的確なマッチングに対し支援する。</li> <li>・間伐材等林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組や木質ペレットの流通体制の整備等に対し支援する。</li> <li>・木質バイオマスボイラー等の改良及び木質ペレットの安全性等の調査等に対して支援する。</li> </ul>
助成対象	民間団体
制度内容	<p>（１）素材・森林バイオマス資源流通コーディネート事業 流通コーディネートに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対する支援を行います。</p> <p>（２）林地残材フル活用モデル事業 熱利用施設利用者等と森林組合等の林業事業体が原料(チップ用材)の安定供給に係る協定等を締結し、当該チップ用材を確保するための間伐を自力で行う場合に、原料確保に係る経費の一部を助成するとともに、原料調達コストの低減に向けた取組を推進するために必要な実証事業に対して支援を行います。</p> <p>（３）木質ペレット等地域流通整備事業 交付金事業による木質ペレット製造施設等の整備とあわせ、地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みへの支援を行います。</p> <p>（４）木質資源利用ビジネス促進事業 木質資源利用拡大技術高度化支援事業 木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。 木質ペレット供給安定化事業 規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。</p> <p>実施期間 平成22年度～24年度（3年間）</p> <p>交付率 定額、1/2</p>
所管省庁 （申請窓口）	林野庁 木材利用課、木材産業課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表）
活用事例 〔新潟県、富山県〕 〔石川県、福井県〕	

事業名	木質バイオマス利用促進整備（拡充）
目的	民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利活用する施設の整備を実施する。
助成対象	地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者
制度内容	<p>(1) 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備</p> <p>(2) 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備</p> <p>(3) 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入</p> <p>実施期間 平成20年度～24年度（5年間）</p> <p>交付率 定額（1/2、1/3）</p> <p>助成対象の民間事業者の条件 （地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合、「木質バイオマス利用加速化事業のうち木質ペレット等地域流通整備事業」に取り組む場合に限る）</p>
所管省庁 （申請窓口）	林野庁 木材利用課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表）
活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)	

事業名	森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（継続）
目的	全国の民間企業、研究機関、大学等に存在するシーズを活用し、林地残材や間伐材等、未利用森林資源を原料として、マテリアル利用やエネルギー利用に向けた実証を行い、全国に普及可能な「未利用森林資源活用のための基本となる製造システム」を構築し、利用間伐の推進に貢献する。
助成対象	委託先：民間団体
制度内容	<p>平成20年度及び平成21年度に民間企業、大学、試験研究機関等から企画提案を募集し、採択した課題について、製造システム構築のため、引き続き実証施設での運転データの収集・分析等を行うとともに、それらを踏まえた施設改良等のシステム実証を行います。</p> <p>実施期間  (1)平成20年度採択分 平成20年度～24年度（5年間）  (2)平成21年度採択分 平成21年度～25年度（5年間）</p>
所管省庁 （申請窓口）	林野庁 研究・保全課 TEL 03-3502-8111（農林水産省代表）
活用事例 （新潟県、富山県） （石川県、福井県）	

### **( 3 ) 国土交通省**

事業名	住宅市街地総合整備事業
目的	都市の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等と併せて職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、市街地整備と住宅供給を総合的に行う。
助成対象	地方公共団体，都市再生機構，地方住宅供給公社，民間企業等
制度内容	<p><u>採択要件</u>  整備地区：重点地区を一つ以上含む地区にあつて重点整備地区に関連して良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区  整備地区面積が5 ha以上  住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区等</p> <p><u>拠点開発型</u>  <u>助成内容</u>  整備計画作成等  整備計画作成 市町村・公団：3/4～1/2  公社・民間：1/3  市街地住宅等整備  ・共同施設整備等 市町村・公団：1/3  公社・民間：1/3  ・公共空間等整備 市町村・公団・公社：1/2～1/3  公社・民間：1/3  居住環境形成施設  ・市街地景観形成施設  ・環境共生施設（雨水浸透施設，コンポスト等，雨水等有効利用施設，太陽エネルギー利用システム）など  市町村・公団：1/3  公社・民間：1/3  都市再生住宅等  建設・購入，調査設計，宅地整備等  市町村・公団：2/3～1/3  公社・民間：1/2～1/3  街なみ環境整備  地区施設整備等 市町村：1/2～1/3  民間：1/2～1/3  公共施設  道路・街路・都市公園等：1/2～3/10</p> <p>（他に、密集住宅市街地整備型、街なか居住再生型など）</p>
所管省庁 （申請窓口）	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	新世代下水道支援事業（リサイクル推進事業 未利用エネルギー活用型） （事業開始：H11年度～）
目的	省エネルギー型リサイクル社会の形成を促進しつつ良好な生活環境を確保するために、下水及び下水処理水の持つ熱の有効利用や、下水道汚泥とその他のバイオマスを集約した有効利用により、環境への負荷削減、省エネルギー、省CO2対策等の推進を図る。
助成対象	公共下水道管理者，流域下水道管理者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設、ポンプ施設）及びその附帯施設。</li> <li>下水汚泥とその他バイオマスの有効利用に必要な施設のうち、下水汚泥とその他バイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設。</li> <li>バイオガス精製装置、圧縮機等、下水道バイオガスの供給の為に必要な施設。</li> </ul> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備すること。</li> <li>バイオマスの有効利用を推進するため、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した消化ガスをエネルギーとして処理場内で活用すること。</li> <li>地域特性を活かしつつ地域全体で省CO2対策を推進するため、以下の要件で下水道バイオガスを処理場外で活用すること。 下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用すること 下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に定める実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられていること。</li> </ul> <p><u>補助率</u> 1/2等</p> <p><u>留意事項</u> 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した消化ガスをエネルギーとして活用する場合には、事業実施主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に係る都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等との協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。</p>
所管省庁 （申請窓口）	国土交通省都市・地域整備局下水道部 TEL 03-5253-8111

事業名	新世代下水道支援事業（リサイクル推進事業、未利用エネルギー活用型）
活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)	<p>[事業名称] 黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用事業</p> <p>[事業種別] リサイクル推進事業 未利用エネルギー活用型</p> <p>[事業主体] 富山県 黒部市</p> <p>[実施箇所] 黒部浄化センター</p> <p>[実施期間] 平成21年度～平成23年度</p> <p>[事業目的] 下水道汚泥と、その他バイオマスの未利用であったエネルギーを有効利用することにより、温室効果ガスの削減及び省エネルギー化を図る。</p> <p>[事業概要] 下水道汚泥とその他バイオマスを集約・混合し、メタン発酵する。 回収した下水道バイオガス約996,000m<sup>3</sup>/年のうち、70%を汚泥の乾燥・消化タンクの加温用、残り30%を発電燃料として浄化センター内で活用する。 さらに、汚泥の乾燥化により従来より汚泥量が約70%減量され、その乾燥汚泥は民間施設で発電燃料として利用する。</p> <p>[事業効果]  ・ガス発生量 約 996,000m<sup>3</sup>/年  ・発電量 約 392,000kwh/年  ・CO<sub>2</sub>削減量 約 1,000トン/年</p>

事業名	民間活用型地球温暖化対策下水道事業
目的	<p>都市活動から発生する下水は、豊富な資源・エネルギーを有しており、下水を処理することで発生する下水汚泥については、廃棄物として捉えるのではなく、バイオマスとして資源化・再利用することにより地球温暖化防止等に貢献していく必要がある。</p> <p>このことから下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用することにより、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進することを目的とする。</p>
助成対象	下水道事業を実施する地方公共団体及びPFI事業者等の民間事業者
制度内容	<p><u>対象事業</u> 「下水道資源循環利用計画」に基づき地方公共団体がPFI方式等により整備する下水汚泥等の処理施設。</p> <p>に關連しPFI事業者等の民間事業者が整備する下水道資源化製品の貯留施設等関連施設（ただし、毎年1,000トン以上の温室効果ガス削減効果が見込まれる場合に限る。）</p> <p><u>補助率</u> ・「下水道資源循環利用計画」の策定に要する費用の2分の1</p> <p>・対象事業 については、下水道法施工令第24条の2に規定する率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率）を、対象事業 については、下水汚泥等の資源化を行うPFI事業者等の民間事業者に対し地方公共団体が経費の一部を助成する場合において、助成額の全額又は一部を補助することができる。（ただし、総費用の3分の1を限度とする。）</p> <p><u>留意事項</u> 地方公共団体が、PFI事業により対象事業 の施設を整備する場合、地方公共団体に施設が移管される前（工事着工期など）であっても補助申請を行うことが可能である。</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省都市・地域整備局下水道部 TEL 03-5253-8111

<p>事業名</p>	<p>民間活用型地球温暖化対策下水道事業</p>
<p>活用事例 (新潟県、富山県) (石川県、福井県)</p>	<p>[ 支援事業概要 ]          富山県黒部市が P F I 事業により、下水処理場に食品残渣（コーヒー粕）を受け入れ、下水汚泥とあわせて処理・資源化し、発電用化石燃料代替エネルギー等として利用するとともに、発生するバイオガスを処理場内でエネルギー利用する取り組みを「民間活用型地球温暖化対策下水道事業」として支援することを決定。（平成 2 1 年 3 月 1 3 日）</p> <p>[ P F I 予定事業者 ]          黒部 E サービス株式会社</p> <p>[ P F I 方式 ]          B T O 方式</p> <p>[ 施設計画 ]          メタン発酵槽、バイオガス発電施設、汚泥乾燥施設、乾燥汚泥貯留施設等</p> <p>[ 施設建設期間 ]          平成 2 1 年 8 月 1 日 ~ 平成 2 3 年 4 月 3 0 日</p> <p>[ 資源化実施期間 ]          平成 2 3 年 5 月 3 日 ~ 平成 3 8 年 4 月 3 0 日</p> <p>[ 資源化製品の予定利用先 ]          ・ 県外の電力供給会社（乾燥汚泥を発電燃料として 1,275 トン / 年）          ・ 県内の農場（乾燥汚泥を培養土原料として 5 トン / 年）</p>

事業名	先導型再開発緊急促進事業
目的	環境負荷の低減、福祉空間形成、安全市街地の形成又は都市緑化推進に関し、関連法規上の基準に適合する施設建築物を整備する等、特に公益性の高い市街地再開発事業等に対して、事業に要する費用の一部を補助することにより、各種政策課題への対応に資する事業を促進する。
助成対象	地方公共団体，民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、及び地区開発事業</p> <p><u>補助要件</u> 次の必須要件、及び i) ~ ) のうち 2 以上に該当すること 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）に基づく高齢者等配慮対策が講じられていること</p> <p>i) 地球環境貢献事業 省エネルギー、高耐久性、維持管理対策、可変性、リサイクル性の基準を満たしていること</p> <p>) 広域防災拠点整備型事業 耐震等級、災害時の帰宅困難者等の支援施設等の機能を有すること</p> <p>) 都市緑化推進型事業 一定の緑化面積を確保していること</p> <p>) 子育て支援対応型事業 防犯性、子育て支援機能、転落事故等の防止に配慮していること</p> <p><u>補助率</u> 建設工事費（他の国庫補助金が交付される部分に相当する額を除く）に対しに該当する場合は 3/100 を、 に該当する場合は 5/100 を、 に該当する場合は 7/100 を乗じて得た額以内とする。 ただし、上記事業のそれぞれ当該の費用を限度とする。</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局市街地建築課 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	21世紀都市居住緊急促進事業
目的	環境・資源問題の深刻化、高齢化社会の進展、防災上危険な市街地の未整備等多岐にわたる都市・住宅問題に対処しつつ、21世紀にふさわしいゆとりある生活空間の実現を図る。
助成対象	地方公共団体，民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地住宅・借上型公共賃貸住宅 地域優良賃貸住宅（一般型、高齢型）、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、都市再生整備計画事業、地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業により整備される住宅等</li> <li>・公的 direct 建設住宅 地域優良賃貸住宅（一般型、高齢型）</li> </ul> <p><u>補助要件</u></p> <p>次の必須要件、及び i) ~ ) のうち 2 以上に該当すること  高齡化社会への対応  住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に基づく高齢者等配慮対策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地球環境貢献 高耐久性仕様、スケルトン・インフィル分離ルールの導入、ゆとりある居住環境の確保等により、長期にわたり省資源化に資すること</li> <li>) 子育て支援 住戸内部の可変性、遮音性、防犯性の確保等により子育てを支援する環境とすること</li> <li>) 広域防災拠点整備 地震被災時におけるく体の安全に配慮した構造設計であること</li> <li>) 都市緑化対策 空地面積の敷地面積に対する割合の割増を行うと共に緑化を行うこと</li> </ul> <p><u>補助率</u></p> <p>全体工事費から既存の補助事業に係る補助対象事業費を減じた額の 3 ~ 7 % を限度とする。</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局住宅総合整備課、市街地建築課、市街地住宅整備室 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	優良建築物等整備事業
目的	市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、一定割合以上の空地確保や、土地利用の共同化・高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備補助を行う。
助成対象	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
制度内容	<p><u>対象経費</u>  優良建築物等の整備に要する経費のうち次に掲げる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査設計計画費</li> <li>・ 土地整備費（除却費等）</li> <li>・ 共同施設整備費（空地、供給処理施設等の整備）</li> </ul> <p><u>採択要件</u></p> <p><u>対象地域</u>  三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域  地方拠点都市地域等  中心市街地活性化基本計画区域  市街地総合再生計画区域 等</p> <p><u>基礎的要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区面積：概ね1,000㎡以上</li> <li>・ 地区要件：一定規模以上の空地確保，一定の接道条件満足</li> <li>・ 階数：地上3階以上</li> <li>・ 構造：耐火建築物又は準耐火建築物</li> </ul> <p><u>事業内容</u>  優良開発型（共同化等を行う建物）、市街地住宅供給型（住宅複合利用、共同住宅の供給、既存ストック活用型（既存オフィスビル等の活用）</p> <p><u>助成内容</u></p> <p><u>補助率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助は、市町村が民間事業者等に補助するのに要する経費の1/2以内で、かつ、当該事業に要する経費の1/3以内</li> <li>・ 県の補助は、市町村が民間事業者等に補助するのに要する経費の1/4以内で、かつ、当該事業に要する経費の1/6以内</li> </ul> <p><u>負担割合</u>  国：1/3  県：1/6  市町村：1/6  民間事業者等：1/3</p>
所管省庁 （申請窓口）	国土交通省住宅局市街地建築課 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	先導的都市環境形成促進事業
目的	集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図る。
助成対象	地方公共団体、都市再生機構、民間事業者
制度内容	<p><u>先導的都市環境形成計画の認定基準等</u></p> <p>対象地域：以下のいずれかの要件に合致する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市に存する地域</li> <li>・都市計画マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における、当該方針を実現する上で拠点となるべき地域</li> </ul> <p>認定要件：先導性、環境目標ともに高い水準と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先導性：取組の包括性、取組の先進性</li> <li>・環境目標：CO<sub>2</sub>削減目標、ヒートアイランド現象緩和目標、都市環境改善目標</li> </ul> <p><u>補助内容</u></p> <p>計画策定費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：地方公共団体</li> <li>・補助率：1 / 2</li> </ul> <p>コーディネート事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：地方公共団体、民間事業者、都市再生機構</li> <li>・補助率：地方公共団体、都市再生機構・・・1 / 2 民間事業者・・・1 / 3（間接補助）</li> </ul> <p>社会実験・実証実験等実施費補助（H20～H24限定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：地方公共団体、民間事業者、都市再生機構</li> <li>・補助率：地方公共団体、都市再生機構・・・1 / 2 民間事業者・・・1 / 3（間接補助）</li> </ul>
所管省庁 （申請窓口）	国土交通省都市・地域整備局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	平成21年度配分として、以下の事業を支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市 弁天線沿線地区：計画策定</li> <li>・新潟市 国道8号沿線地区：計画策定</li> <li>・新潟市 新潟東地区：コーディネート支援</li> <li>・富山市 富山市中心市街地地区：社会実験、実証実験等支援</li> </ul>

事業名	エコまちネットワーク整備事業
目的	多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域、又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画を策定した地域において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る
助成対象	地方公共団体、都市再生機構、民間事業者
制度内容	<p><u>概要</u> 都市再生緊急整備地域内において、都市環境負荷削減プログラムを策定・公表する場合に、都市環境の改善を図るための施設整備等に要する費用を補助する。</p> <p><u>採択基準</u> プラント連携施設、都市排熱処理施設であること 都市再生緊急整備地域内で実施するものであること 都市環境負荷削減プログラム策定区域の面積が5ha以上であること、又は延べ床面積15万m<sup>2</sup>以上であること 都市環境負荷削減プログラムに位置づけられた施設であること 都市計画決定された施設であること 都市計画事業と一体的に整備される施設であること</p> <p><u>補助対象</u> 1) 都市再生緊急整備地域 都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用 都市環境負荷削減プログラムに位置づけられた施設の整備費用 ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 2) 認定計画を策定した地区内 認定計画に位置付けられた施設の整備費用 ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市計画に位置付けられた熱供給プラント、主要な熱導管及び付帯施設（平成24年度までの限定措置）</p> <p><u>補助率</u> 1 / 3</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省 都市地域整備局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し



## **( 4 ) 環境省**

事業名	地方公共団体対策技術率先導入補助事業
目的	地方公共団体が率先的に実施する、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組に対し支援を行うもの。
助成対象	地方公共団体（グリーンニューディール基金交付対象自治体を除く）
制度内容	<p>地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に基づき、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組のうち、CO<sub>2</sub>削減効果や普及啓発効果に優れたものに対して支援するもの。</p> <p>(1) 再生エネルギー設備  ア 太陽光発電  イ 太陽熱利用冷暖房システム  ウ 小水力発電  エ バイオマス熱利用（燃料利用を含む）  オ その他の再生可能エネルギー設備</p> <p>(2) 省エネルギー設備  ア 地中熱利用  イ 燃料電池  ウ その他の省エネルギー設備</p> <p><u>補助率・補助下限額</u>  補助率：1/2（上限） 補助下限額：600万円</p> <p><u>事業の選定方法</u>  各地方公共団体に対して補助要望調査を行う。（22年度は公募終了）  &lt;平成22年度地方公共団体対策技術率先導入補助事業の募集について&gt;  <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_05/index.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_05/index.html</a></p>
所管省庁 （申請窓口）	環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351（内線6780） 環境省 各地方環境事務所 環境対策課 (中部地方環境事務所) TEL 052-955-2134(直通)
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当なし

事業名	地方公共団体対策技術率先導入補助事業（うち、シェアード・セイビングス・エスコ事業）
目的	地方公共団体等がシェアード・セイビングス契約によるエスコ事業を用いて行う省エネ設備導入に対し支援を行うもの。
助成対象	小規模の地方公共団体の施設へシェアード・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体等
制度内容	<p>事業の採択要件は以下の項目を総合的に評価し、モデル性の高い提案を採択することとします。</p> <p>先進的な既存設備の改修の場合は、改修前と比較して、また、施設への新規導入の場合は一般的な技術と比較して、省エネ設備を導入した部分において、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が10%以上であること。</p> <p>地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3条に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画に基づき設備導入を行うものであること。</p> <p>経済性・効率性（費用対効果や費用対便益など）が高く、地方公共団体の施設におけるシェアード・エスコ事業を用いた二酸化炭素削減対策のモデルとなりうる事業であること。</p> <p>同種の施設への水平展開が可能であるなどの波及効果がある対策技術を導入するものであること。</p> <p><u>補助率・上限額</u> 補助率：1/2      上限額：1億円</p> <p><u>事業の選定方法</u> 環境省ホームページにより公募。 （22年度は6月14日必着） &lt;平成21年度地方公共団体対策技術率先導入補助事業の募集について&gt; <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_05/index.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_05/index.html</a></p>
所管省庁 （申請窓口）	環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351（内線6780） 環境省 各地方環境事務所 環境対策課 （中部地方環境事務所）TEL 052-955-2134（直通）
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業
目的	地球温暖化対策地域協議会を活用し、地域で連携して、家庭・業務部門における地球温暖化対策技術の導入を進める取組に対し支援を行うもの。
助成対象	民間団体(地域協議会の活動の一貫として、先進的機器の導入を行う一般家庭、民間事業者等)
制度内容	<p>地球温暖化対策地域協議会を活用し、地域で連携して、家庭・業務部門における地球温暖化対策技術の導入を進める取組に対して支援。</p> <p>再生可能エネルギー機器</p> <p>(1) 太陽熱利用冷暖房システム</p> <p>(2) 太陽光利用照明システム</p> <p>(3) 窓用等透過型太陽光発電システム</p> <p>(4) バイオマス燃料燃焼機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットストーブ、薪ストーブ</li> <li>・木質ペレットボイラーを用いた空調設備</li> </ul> <p>(5) 小型風力発電システム</p> <p>省エネルギー機器</p> <p>(1) 地中熱ヒートポンプシステム</p> <p>(2) 業務用省エネ型冷蔵・冷凍・空調設備</p> <p>(3) パーソナルコンピュータ用高効率電源制御装置または設備</p> <p>(4) セラミックメタルハライドランプ、無電極放電ランプ</p> <p><u>補助率・補助上限</u></p> <p>補助率：1 / 3 上限(補助対象は機器設置者)</p> <p>補助上限：太陽光利用照明システム... 30万円、木質ペレットストーブ・薪ストーブ... 10万円、パーソナルコンピュータ用高効率電源制御装置または設備... 200万</p> <p><u>事業の選定方法</u></p> <p>環境省ホームページにより公募。</p> <p>(22年度は、6月14日必着。追加公募の場合は、毎月25日〆切(予算上限まで))</p> <p>&lt;平成22年度地域協議会民生用機器導入促進事業の募集について&gt;</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_06/index.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/22_06/index.html</a></p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>環境省地球環境局地球温暖化対策課</p> <p>TEL 03-3581-3351(内線6780)</p> <p>環境省 各地方環境事務所 環境対策課</p> <p>(中部地方環境事務所) TEL 052-955-2134(直通)</p>

活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	延べ協議会数 石川県 2 協議会 福井県 3 協議会
----------------------------	----------------------------------

事業名	エコ燃料利用促進補助事業
目的	運輸部門における再生可能エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備に対し支援を行うもの。
助成対象	民間団体等
制度内容	<p>エコ燃料製造やその利用に必要な設備整備等を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、必要な事業費の一部を補助。</p> <p>(1) バイオエタノール製造事業  (2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業  (3) バイオディーゼル（BDF）製造等事業</p> <p><u>補助率</u>  補助率：1 / 2（上限）</p> <p><u>事業の選定方法</u>  環境省ホームページにより公募。  （22年度公募期間は未定。）</p>
所管省庁 （申請窓口）	環境省地球環境局地球温暖化対策課 TEL 03-3581-3351（内線6780）
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	循環型社会形成推進科学研究費補助金（競争的資金） （事業開始：平成13年度～）
目的	循環型社会の形成及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の循環型社会形成推進及び廃棄物適正処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会の推進、廃棄物の安全かつ適切な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。
助成対象	個人（研究機関に属する研究者）、法人
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>【循環型社会形成推進研究事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成、廃棄物の適正処理等の推進が期待できる研究</li> <li>・平成22年度は戦略的に推進すべき革新技術であるレアメタル回収技術について廃棄物分野での早期の技術確立を目指すため「レアメタル回収技術特別枠」を継続したほか、「重点テーマ研究」、「一般テーマ研究」、「地域連携型研究」、「若手育成型研究」を対象</li> </ul> <p>【次世代循環型社会形成推進技術基盤整備】</p> <p>実用化が見込まれ、すでに基礎研究、応用研究を終えた技術開発を対象とし、「一般テーマ技術開発」、「重点テーマ技術開発」を対象</p> <p><u>交付決定</u></p> <p>毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、委員（学識者）により評価を行い、評価の高い課題を選定 公募により選定（22年度は公募終了） &lt; 22年度事業公募要領 &gt; <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h22/kobo/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h22/kobo/index.html</a></p> <p><u>交付金の額</u></p> <p>（循環型社会形成推進研究事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごとに1億円以内、対象額の100%（事業期間は3年以内）</li> </ul> <p>（次世代循環型社会形成推進技術基盤整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1億円以内、対象額の50%以内（事業期間は1年）</li> </ul>
所管省庁 （申請窓口）	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（研究担当） TEL 03-3581-3351（内線6858、6857）
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等） （事業開始：平成17年度～）
目的	廃棄物の3Rを総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。 平成22年度は、廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進を図ることを目指し、廃棄物処理施設の有効利用及び温室効果ガスの排出抑制に配慮した廃棄物処理施設の整備を積極的に推進する。
助成対象	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）
制度内容	<p><u>対象事業</u>          市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に掲げられた以下に関する事業等。</p> <p>循環型社会をリードする高効率ごみ発電施設の導入推進          効率的な汚泥処理のための設備の増強（汚泥のバイオマス利用促進）          廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援          漂流・漂着ごみ処理施設における設備整備支援</p> <p><u>交付要件</u>          人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を対象とした循環型社会形成推進地域計画を策定していること。          （特例として、沖縄県、離島地域、過疎地域等については、要件に該当しない場合でも交付対象とする。）</p> <p><u>交付金の額</u>          1/3（ただし、循環型社会形成をリードするモデル施設は、1/2）</p>
所管省庁 （申請窓口）	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 TEL 03-3581-3351（内線6849） （申請窓口は各地方環境事務所）
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	H17-18 石川県珠洲市（複合メタン発酵施設整備事業） H19-21 新潟県三条市（三条市汚泥再生処理センター） H20-22 福井県坂井市（汚泥再生処理センター施設建設事業）

事業名	廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (事業開始：平成15年度～)
目的	廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進する。
助成対象	廃棄物処理業を主たる業とする民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u>          廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設で、一定の効率を有する以下の施設の新設、増設、改造の事業。</p> <p>廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業          廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業          廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業          ごみ発電ネットワーク事業          熱輸送システム事業</p> <p><u>補助金交付額</u>          ～ について          施設の高効率化に伴う増高費用          (ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とする)          及び ～ について          補助対象となる施設整備費の1/2を限度とする</p> <p><u>事業の選定方法</u>          公募により選定(22年度は既に公募終了)          &lt;22年度事業公募要領&gt;  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/kobo.html">http://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/kobo.html</a></p>
所管省庁 (申請窓口)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課施設第一係(一般廃棄物処理施設関係) TEL 03-3581-3351(内線6850) 産業廃棄物課施設整備指導係(産業廃棄物処理施設関係) TEL 03-3581-3351(内線6875)
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	コベネフィットCDMモデル事業
目的	大気汚染、水質汚濁等の環境問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応したCDM事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィットCDM事業の拡大・推進を図るものです。
助成対象	民間団体
制度内容	<p>発生するクレジットの50%以上を国に無償移転することを条件にコベネフィットを実現するCDMモデルプロジェクトの初期投資の1/2を補助。</p> <p>補助率 初期投資費用の1/2</p>
所管省庁 (申請窓口)	環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室、国際協力推進室 TEL 03-3581-3351(内線6560)
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し

事業名	地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）
目的	<p>地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの25%削減目標と再生可能エネルギー供給目標を達成する上で不可欠です。</p> <p>そこで、早期に実用化が再生可能エネルギー導入技術や省エネルギー技術の開発や、先端的技术によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究を行う取組を募集します。</p>
助成対象	民間企業、公的研究機関、大学等
制度内容	<p>分野ごとに、民間企業、公的研究機関、大学等から広く公募し、外部専門家からなる評価委員会の意見を聴き選定した課題について、委託または補助して行います。</p> <p>補助率 委託事業の場合は、全額。ただし、事業費の目安あり。 補助事業の場合は、初期投資費用の1/2（上限）</p> <p>当事業は、平成22年2月15日をもって公募終了。</p>
所管省庁 （申請窓口）	環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室、国際協力推進室 TEL 03-3581-3351（内線6560）
活用事例 新潟県、富山県 石川県、福井県	該当無し



## ( 5 ) 新潟県

事業名	新潟県農林水産業総合振興事業（バイオマス機能付加促進）				
目的	農林業施設等の既存施設にバイオマス利活用機能を付加する施設の導入を支援することにより、地域の資源循環利用と産業の活性化を通じたバイオマスの利活用を促進する。				
対象	市町村、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、森林組合連合会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、第3セクター、上記が主たる構成員となっている団体				
制度内容	<u>リース</u> バイオマス利活用機能を付加する機械の導入。  <u>補助</u> バイオマス利活用機能を付加する施設の導入。  <u>採択基準</u> （1）地区内の農林水産業・農山漁村に由来するバイオマスを主に有効利用するものであること。 （2）バイオマス製品及びエネルギーを外部供給する場合は、安定供給先の確保が確実に見込まれること。 （3）既存施設は、導入機械に対応する十分な耐用年数を有していること。  <u>補助率</u> （1）一般地域 機械整備 3/10以内 施設整備 4.5/10以内 うち機械 3/10以内 （2）中山間地域 機械整備 1/3以内 施設整備 5/10以内 うち機械 1/3以内				
所管省庁（申請窓口）	新潟県農林水産部農産園芸課 TEL 025-280-5297（内線2934）				
活用事例（新潟県）	市町村名	事業実施主体	実施年度	対象バイオマス	事業内容
	新潟県津南町	津南町森林組合	18	杉皮、カンナ屑	焼却炉熱源利用施設 ・山菜加工部門の脱塩処理用温水の熱源 ・冬期間の消雪
	新潟県長岡市	長岡地域森林組合	16	間伐未利用材、木材加工の製材屑等	木屑焚きボイラー、破砕機等 ・木材乾燥の熱源
	新潟県上越市	くびき野森林組合	16	森林内の不要木	ベルトコンベア、粉碎機等 ・不要木の搬出 ・チップ化し堆肥原料や防草マルチ材に利用

## ( 6 ) 石川県

事業名	いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業
目的	<p>国が各都道府県の独自の取り組みを資金面で支援するために創設した「地域中小企業応援ファンド」を活用し、石川県では「いしかわ産業化資源活用推進ファンド」（「活性化ファンド」）を創設した。</p> <p>このファンドから生み出される運用益を活用して、地域の産業化資源を活用した新たなビジネスの創出、農林水産業と商工業の連携による「農商工連携」の取り組み、医療機関等と企業との連携による予防産業、健康産業等の創出を目指す「医商工連携」の取り組みなどの支援を行う。</p>
助成対象	中小企業者、JA、森林組合 等
制度内容	<p><b>対象事業</b></p> <p>1 産業化資源を活用した新たなビジネスの創出  支援機関による産業化資源を活用した新たな取り組みの積極的な掘り起こしに対する支援  中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援  産地・地域としての産業化資源の魅力向上への取り組みに対する支援</p> <p>2 農商工連携産業の創出  新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業  農業参入調査研究事業</p> <p>3 医商工連携産業の創出  医商工連携新商品等開発・事業化支援事業  健康サービス等創出支援事業</p> <p><b>採択要件</b>  公募による</p> <p><b>補助率</b>  定 額：1 - 、 3 -  2 / 3：1 - 、 1 - 、 2 - 、 2 - 、 3 -</p>
所管課 (申請窓口)	(財)石川県産業創出支援機構 TEL 076-267-5551
活用事例 (石川県)	該当無し

## 2 . 融 資 制 度

事業名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進） （事業開始：H6年度～）
目的	農業者が、肥料、農業等の投入量削減に役立つ施設や農業廃棄物等の処理・再利用施設、太陽熱・地熱等の未利用資源を有効活用する施設等環境保全型農業を推進するために必要な各種施設の整備を行う場合に、農林漁業施設資金に特利(特別金利)を設ける。
助成対象	<p>1 共同利用施設 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、5割法人・団体（ 1 ）、農業振興法人（ 2 ）</p> <p>2 主務大臣指定施設 農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村の認定を受けた者</p> <p>1:農業者や農協等が出資金の過半を占めるなどの条件を満たす法人・団体のこと</p> <p>2:農業者・農協又は地方公共団体が出資金の過半を占めるなどの条件を満たす法人のこと</p>
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>( 1 )共同利用施設(いずれの施設についても畜産業に係るものを除く。) 下記の施設の改良、造成又は取得農業廃液処理施設、種子等洗浄排水処理施設、堆肥化施設、有機物供給施設、有機物原料・製品貯蔵施設、農業廃棄物処理・再生利用施設、脱臭施設、風力・地熱・太陽熱等利用による発電・暖房施設、攪拌ローター使用混合貯留施設(太陽熱利用)、地熱・太陽熱・廃棄物焼却熱等を利用した温室</p> <p>市町村が策定した「地域の実情に即した環境保全型農業を推進するための方針」に基づき、その市町村内における環境保全型農業を行うのに必要な施設(畜産業に係るもの及び農産物販売施設を除く。)の改良、造成又は取得</p> <p>( 2 )主務大臣指定施設 上記「(1)の 」に同じ</p> <p><u>融資条件</u></p> <p>貸付利率：貸付利率：1.7%（平成22年4月21日現在）</p> <p>融資限度額 農協等(共同利用施設)：負担額の80% 農業者(主務大臣指定施設)：負担額80%又は個人3,500万円・法人7,000万円のいずれか低い額</p> <p>償還期限（うち据置期間） 共同利用施設：20年以内(3年以内) 主務大臣指定：15年以内(3年以内)</p> <p>詳しくは、下記窓口までお問い合わせ下さい。</p>
所管省庁 (申請窓口)	(株)日本政策金融公庫農林水産事業      0120 926478

資金名	農林漁業施設資金（共同利用施設 バイオマス利活用施設） （事業開始：H17年度～）
目的	地域の農林漁業者が連携して行う農林漁業の生産過程で生じるバイオマスの利活用を推進する事業について、農林漁業施設資金（共同利用施設）の貸付利率の特例を措置することにより、バイオマス利活用施設の整備を交付金による事業と一体となって促進し、もって、環境と共生した持続可能な農林漁業を政策金融の面から推進する。
融資対象	土地改良区、農業協同組合、農協協同組合連合会、農業共済組合、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人・団体等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 本措置の対象とするバイオマス利活用施設は、次のア及びイを満たすもののうち、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、バイオマスの総合的な利活用に資するものとして地方農政局（北海道にあっては農林水産省大臣官房環境政策課長）の意見を受けたものとする。</p> <p>ア 対象バイオマス 主として家畜排せつ物、農作物非食用部（稲わら、麦わら、籾殻等）、製材工場等残材、林地残材（間伐材、被害木等）、水産廃棄物（魚腸骨、ホタテうろ等）、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源とする。</p> <p>イ 対象施設 アに掲げるバイオマスを原材料として、メタン醗酵、エタノール醗酵、乳酸醗酵、ガス化、炭化、飼料化、堆肥化、エステル化、マテルアル変換等により、資材、エネルギー、その他有用な形態に変換するために必要な共同利用施設とする。</p> <p><u>融資条件</u> 貸付利率：貸付利率：1.7%（平成22年4月21日現在） 融資限度額：負担額の80% 償還期限（うち据置期間）：20年以内（3年以内）</p> <p>詳しくは、下記窓口までお問い合わせ下さい。</p>
所管省庁 （申請窓口）	（株）日本政策金融公庫農林水産事業 0120 926478

資金名	農業近代化資金の建構築物等造成資金（未利用資源活用施設に係る資金） （事業開始：S56年度～）																								
目的	民間融資機関（農協等）が貸し付ける農業経営の展開を図るのに必要な資金について利子補給を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営の確立に資する。																								
融資対象	認定農業者、認定就農者、その他担い手農家、農協等																								
制度内容	<p><b>対象事業</b> 未利用資源活用施設とは、太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみから、木くず、家畜排せつ物等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等である。</p> <p><b>融資条件</b>（ 1、 2 ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">個人施設</th> <th rowspan="2">共同利用施設</th> </tr> <tr> <th>認定農業者（ 3 ）</th> <th>その他担い手（ 4 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人1,800万円 法人3,600万円</td> <td>個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人3,600万円</td> <td>15億円</td> </tr> <tr> <td>融資率</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>0.85～1.55%</td> <td>1.70%</td> <td>1.70%</td> </tr> <tr> <td>償還期限 (うち据置期間)</td> <td>15年 (7年)</td> <td>15年 (3年)</td> <td>20年 (3年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 利率は、平成22年4月21日現在である。 2 上記利率は標準的利率であり、平成17年度より国から県へ税源移譲されたことから県によっては独自利率を設定している場合もある。 3 平成22年4月23日から平成23年3月31日までの間に認定農業者に対して利子補給承認が行われた本資金（限度額：個人1,800万円、法人3,600万円（それぞれ500万円超の資金が対象））については、農山漁村振興基金からの追加利子助成により、実質金利を0%に引き下げる。 4 集落営農組織が農業経営の展開を図るのに、本資金を借り入れる場合にあっては、集落営農組織の特例として融資率は100%以内（限度額：3,600万円）が適用される。 また、平成22年4月23日から平成23年3月31日までの間に集落営農組織に対して利子補給承認が行われたの本資金（限度額3,600万円（500万円超の資金が対象））については、（財）農林水産長期金融協会からの利子助成により貸付当初5年間に限り、実質金利を最大2%引き下げる。（結果として、平成22年4月21日現在の金利水準（1.7%）だと、借受金利は実質無利子）</p> <p>詳しくは、下記窓口までお問い合わせ下さい。</p>			項目	個人施設		共同利用施設	認定農業者（ 3 ）	その他担い手（ 4 ）	貸付限度額	個人1,800万円 法人3,600万円	個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人3,600万円	15億円	融資率	100%	80%	80%	貸付利率	0.85～1.55%	1.70%	1.70%	償還期限 (うち据置期間)	15年 (7年)	15年 (3年)	20年 (3年)
項目	個人施設		共同利用施設																						
	認定農業者（ 3 ）	その他担い手（ 4 ）																							
貸付限度額	個人1,800万円 法人3,600万円	個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人3,600万円	15億円																						
融資率	100%	80%	80%																						
貸付利率	0.85～1.55%	1.70%	1.70%																						
償還期限 (うち据置期間)	15年 (7年)	15年 (3年)	20年 (3年)																						
所管省庁	（財）農林水産長期金融協会      03-3292-3281																								

事業名	環境・エネルギー対策資金
目的	中小企業者の石油代替エネルギーの利用促進を図る。
貸付対象	・石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者及び一般ガス事業者で、石油代替エネルギーを供給する者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造，更新を含む。）するために必要な設備資金</li> <li>・ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備資金</li> </ul> <p><u>融資限度額</u></p> <p>直接貸付：7億2,000万円 代理貸付：1億2,000万円</p> <p><u>特利対象設備</u></p> <p>非化石エネルギーの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備：太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る。</li> <li>・熱利用設備：太陽熱、廃棄物、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る。</li> <li>・燃料製造設備：廃棄物及びバイオマスエネルギーに限る。</li> </ul> <p><u>融資利率</u></p> <p>基準利率。</p> <p>ただし、2億7,000万円を限度として非化石エネルギー設備を取得する場合：特別利率（貸付期間により、1.35～2.65%）</p> <p><u>融資期間</u></p> <p>15年以内（うち措置2年以内）</p>
所管省庁 （申請窓口）	（株）日本政策金融公庫中小企業事業 2102-868121



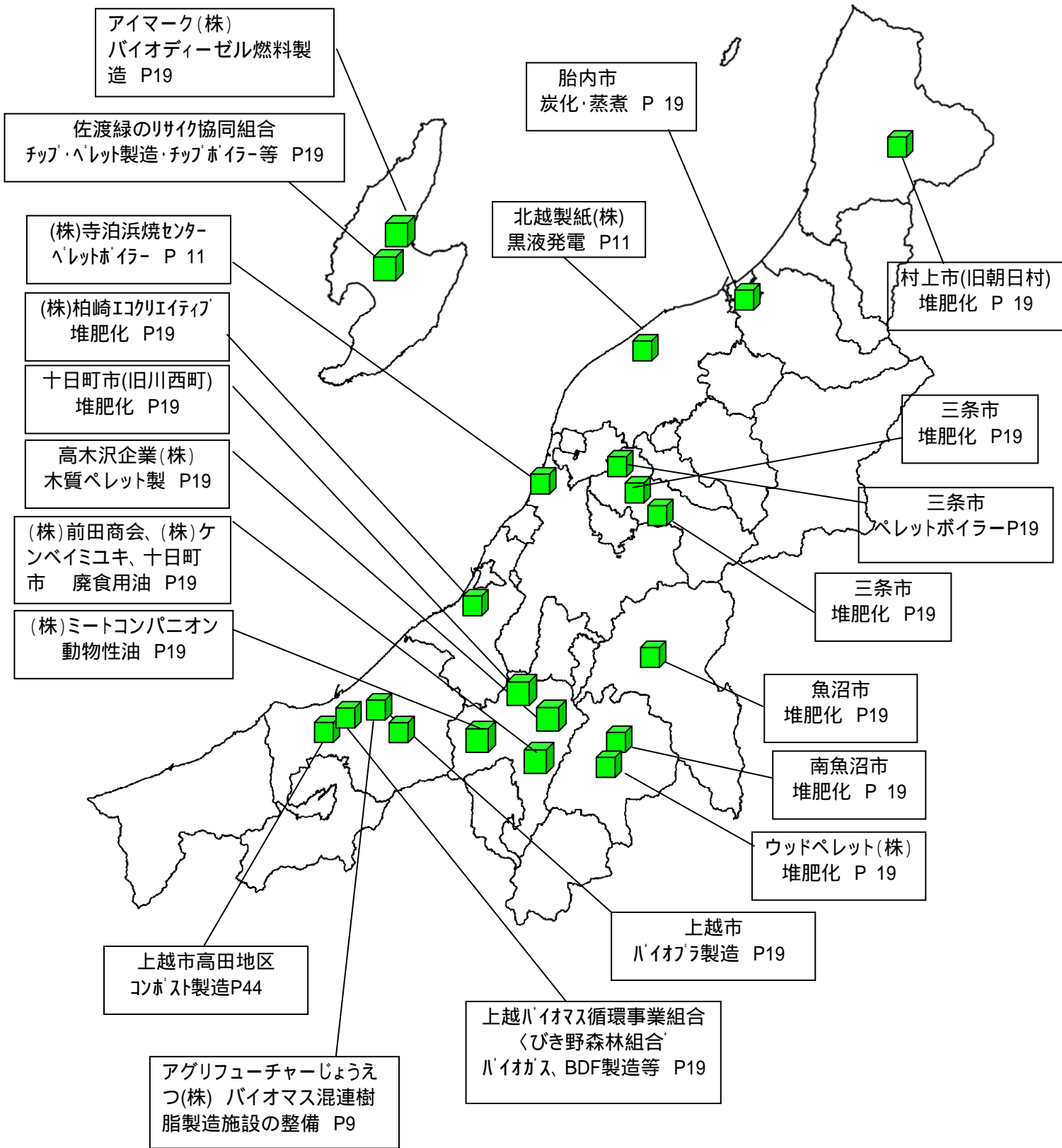
### **3 .北陸管内(新潟県、富山県、 石川県、福井県) 関連事業施設整備一覧**

県名	市町村名	事業実施主体	実施年度	対象バイオマス	事業内容	活用した支援制度 (所管省庁)	ページ
新潟県	三条市	三条市	16	木質バイオマス等	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	柏崎市	(株)柏崎エコリイティブ	19	食品廃棄物、もみ殻	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	十日町市 (旧川西町)	川西町	15～17	家畜排せつ物、食品廃棄物、木質バイオマス	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	上越市	上越市	16	木質バイオマス等	バイオマスプラスチック製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	上越市	くびき野森林組合、上越バイオマス循環事業協同組合	17～20	木質バイオマス等	バイオガス化施設、汚泥乾燥施設、バイオディーゼル燃料製造施設、プラスチック原料化施設等の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	高田地区 (上越市)	上越市	19～24		コンポスト及び農業用資材廃棄物の保管のための地域循環資源活用棟の整備	村づくり交付金(農林水産省)	31
新潟県	佐渡市	佐渡緑のサイクル協同組合	18～19	木質バイオマス(木屑)	木質チップ・ペレット製造施設、チップボイラー等の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	魚沼市	魚沼市	17～20	家畜排せつ物、生ごみ、食品廃棄物、稲わら、もみ殻、タラの芽廃木	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	南魚沼市	南魚沼市	16～17	家畜排せつ物、もみ殻等	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	三条市	三条市汚泥再生処理センター	19～21	排水汚泥	廃棄物処理施設の整備	廃棄物処理施設整備(環境省)	71

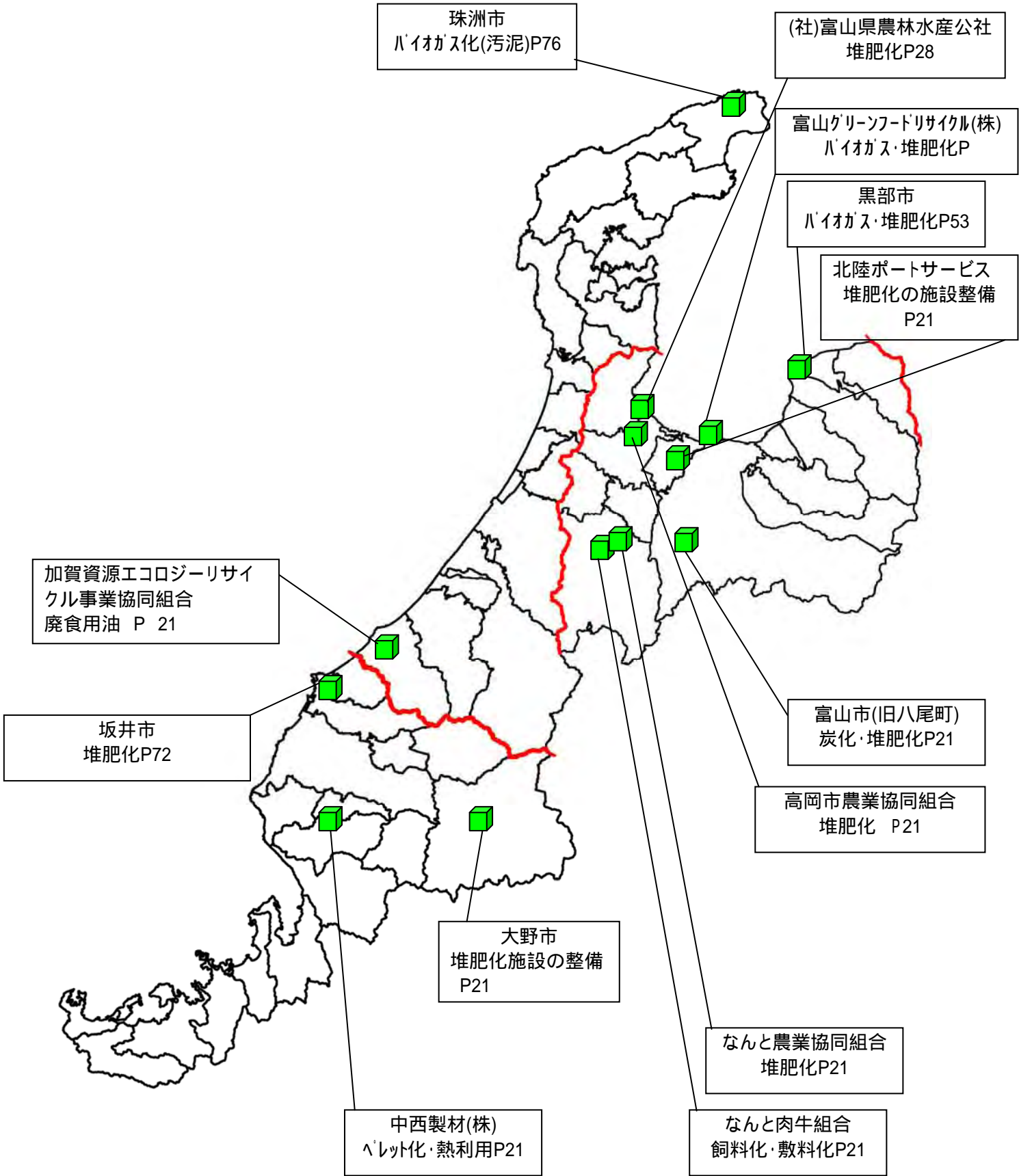
県名	市町村名	事業実施主体	実施年度	対象バイオマス	事業内容	活用した支援制度 (所管省庁)	ページ
新潟県	胎内市	胎内市	17～19	家畜排せつ物、生ごみ	炭化施設、蒸煮施設等の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	村上市 (旧朝日村)	朝日村	17～18	家畜排せつ物	堆肥化施設等の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	三条市	三条市	21	木質バイオマス	ペレットボイラーの整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	十日町市	高木沢企業(株)	21	木質バイオマス	木質ペレット製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	十日町市	(株)前田商会、(株)ケンベイミユキ、十日町市	21	廃食用油	バイオディーゼル燃料製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	十日町市	(株)ミートコンパニオン	21	動物性油脂	バイオマスボイラーの整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	南魚沼市	ウッドペレット(株)	21	木質バイオマス	木質ペレット製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	佐渡市	アイマーク環境(株)	21	廃食用油	バイオディーゼル燃料製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
新潟県	上越市	アグリフューチャーじょうえつ(株)	21	もみ殻、精米	バイオマス混連樹脂製造施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
富山県	富山市 (旧八尾町)	八尾町	15～16	家畜排せつ物、食品廃棄物、木質バイオマス、もみ殻	炭化施設、堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21

県名	市町村名	事業実施主体	実施年度	対象バイオマス	事業内容	活用した支援制度 (所管省庁)	ページ
富山県	南砺市	なんと農業協同組合	19	家畜排せつ物、もみ殻、食品廃棄物、木質系廃棄物	飼料化、敷料化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
富山県	南砺市	なんと肉牛組合	19	もみ殻	飼料化、敷料化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
富山県	高岡市	高岡市農業協同組合	20	家畜排せつ物、もみ殻、食品廃棄物	堆肥化の施設整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
富山県	射水市	北陸ポートサービス	21	樹皮、剪定枝、刈草、食品廃棄物、家畜排せつ物	肥化の施設整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21
富山県	黒部市	黒部市	21～23	有機性廃棄物(下水汚泥、集落排水汚泥、浄化槽汚泥、生し尿)	有機性廃棄物に加え、事業系廃棄物を集約混合処理するバイオメタン発酵処理施設を建設し、回収したメタンガスを加温及び処理残物を乾燥肥料化するエネルギーとして全量利用	新世代下水道支援事業(国土交通省)	54
石川県	珠洲市	珠洲市	17～18	複合発酵メタン	廃棄物処理施設の整備	廃棄物処理施設整備(環境省)	72
石川県	加賀市	加賀資源エコロジーサイクル事業協同組合	21		廃食用油	バイオディーゼル燃料製造施設の整備	21
福井県	坂井市	坂井市	20～22	排水汚泥	廃棄物処理施設の整備	廃棄物処理施設整備(環境省)	72
福井県	大野市	大野市	21	家畜排せつ物、木質バイオマス等	堆肥化施設の整備	地域バイオマス利活用交付金(農林水産省)	21

# 整備施設の分布状況(新潟県)



# 整備施設の分布状況(富山県、石川県、福井県)





## 北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会

中部経済産業局、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、中部地方環境事務所、  
近畿中国森林管理局、新潟漁業調整事務所、北陸農政局

新潟県、富山県、石川県、福井県

事務局：北陸農政局企画調整室（TEL 076 - 232 - 4206）